

第2期入善町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

子どもたちの声が響き合う地域づくり



令和2年3月



はじめに

入善町では、子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年 3 月に「入善町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域社会の中で、町の宝である子どもたちが生き生きと成長していくことができるよう、これまで、さまざまな子ども・子育て支援事業に取り組んでまいりました。

このたび、平成 27 年度からの 5 年間を第 1 期とする計画期間が終了することから、「第 2 期入善町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。



第 2 期計画におきましても、引き続き、「子どもたちの声が響き合う地域づくり」を基本理念とし、さらに充実した子育て支援事業を展開することで、子どもを産み育てやすい地域社会の実現を目指してまいります。

具体的には、子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対する相談・ケア体制の充実を図るとともに、年々高まる保育ニーズにも着実に対応してまいります。

また、保護者の皆様から要望の多い、雨の日や冬場でも親子で遊ぶことができる場所として、中央公園内で屋内多目的施設を整備することにしております。

平成 27 年 3 月に第 1 期子ども・子育て支援事業計画を策定してから 5 年が経過したところですが、少子高齢化や核家族化の進行、就労形態の変化に伴う保護者ニーズは、ますます多様化する傾向にあります。

このような状況の中、子どもたちが健やかに成長することができる地域社会を実現するためには、行政はもとより、家庭や地域、関係機関、企業などが連携し、町ぐるみで子育てを支えることが重要であり、町民の皆様をはじめ関係各位には、入善町が実施する子育て支援事業に、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました「入善町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、ニーズ調査などにご協力いただきました皆様に心から感謝いたします。

令和 2 年 3 月

入善町長 笹島 春人

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第2章	第1期計画の評価	3
第3章	子どもと家庭を取り巻く状況	7
第1節	子どもを取り巻く状況	7
1.	人口の推移	7
2.	児童人口の推移	9
3.	世帯の状況	10
4.	結婚・離婚の状況	13
5.	出生の状況	17
6.	就業の状況	18
第2節	子どもに関する施策の状況	20
1.	保育の状況	20
2.	地域子育て支援センターの状況	22
3.	ファミリー・サポート・センター事業の状況	22
4.	母子保健事業の状況	23
5.	幼稚園の状況	25
6.	小・中学校の状況	25
7.	放課後児童クラブの状況	26
8.	児童館の状況	26
9.	民生委員・児童委員の状況	27
10.	手当等の支給の状況	27
第3節	住民ニーズの状況	28
1.	子ども・子育てニーズ調査について	28
2.	調査の結果（抜粋）	29
第4章	計画の基本理念	36
1.	基本理念	36
2.	基本目標	36
3.	施策の体系	38
第5章	子ども・子育て支援の具体的事業目標	39
1.	教育・保育提供区域の設定	39
2.	幼児期の学校教育・保育	39
3.	地域子ども・子育て支援事業	44

第6章	施策の展開	52
第1節	基本目標1 子育てをみんなで支える地域づくり	52
1.	乳幼児期における教育・保育の確保と充実	52
2.	顔の見える子育て支援サービスの充実	54
3.	子育てに係る経済的負担の軽減	58
第2節	基本目標2 親と子の健やかな心と身体を育む地域づくり	60
1.	妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援体制の充実	60
2.	減塩等の「食育」の推進	65
3.	小児医療等の充実	67
第3節	基本目標3 郷土愛あふれる教育で豊かな心を育む地域づくり	69
1.	次世代の親の育成	69
2.	学校教育環境の整備と充実	70
3.	地域の文化や伝統を生かした教育の推進	73
第4節	基本目標4 仕事と子育ての調和が実現できる地域づくり	75
1.	仕事と子育ての両立支援	75
2.	ワーク・ライフ・バランスの推進	76
第5節	基本目標5 安全・安心な環境で子育てできる地域づくり	77
1.	交通安全・防犯活動の推進	77
2.	安全・安心なまちづくりの推進	80
3.	要保護・要支援児童等へのきめ細かな対応	82
4.	障がい児支援の充実	84
第7章	計画の推進	88
1.	計画の推進体制	88
2.	計画の進行管理	89
資料編		90
1.	計画策定について	90
2.	用語解説	94

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

入善町では、子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもが健やかに成長できる地域づくりを推進するための指針として、平成27年度からの5年間を計画期間とする「入善町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、さまざまな子育て支援施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

令和元年度末をもって、この第1期計画の計画期間が満了することから、引き続き、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組むため、国が示す基本指針に基づき、本町における令和2年度からの子育て支援の基本指針となる「第2期入善町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定します。

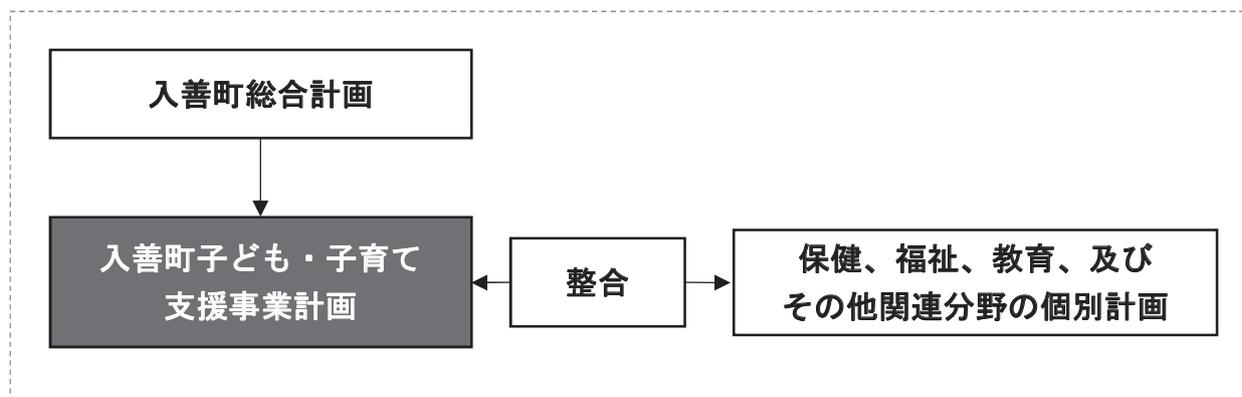
2. 計画の期間

第2期計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

3. 計画の位置づけ・関連計画等との連携

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本町の子ども・子育て支援を計画的かつ総合的に展開するためのものです。

また、上位計画である「第6次入善町総合計画」の子ども・子育てに関連する政策の方向性に基づき、関連するその他の個別計画との整合性を図りながら策定しています。



4. 計画策定方法について

本計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた計画内容とするため、子どもの保護者、関係団体の代表者等で構成する「入善町子ども・子育て会議」において、意見交換を行いました。

また、子育て支援サービスの利用意向や子育て世帯の生活実態等を把握するため、就学前及び小学生児童の保護者を対象にしたニーズ調査を行いました。

第2章 第1期計画の評価

第1期計画では、5つの基本目標を掲げ、この基本目標の実現に向けた施策を展開しました。第1期計画の計画期間（平成27年度～令和元年度）における子育て支援施策の主な取組状況は次のとおりです。

■基本目標1 地域における子育て支援

すべての人が安心して子育てできるよう、地域の実情にあわせ、保育環境の整備、子育て支援サービスの充実、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。

○質の高い保育サービスの提供

保育施設の機能強化と受入体制の充実を図るため、統合保育所の整備を進めるとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、にゅうぜん保育所において休日保育を開始しました。

また、保育中に体調不良となった児童の応急対応や町内病児・病後児保育施設への移送等を行う保育所担当看護師を配置したほか、国際交流員（CIR）による「保育所えいごであそぼう事業」に取り組み、質の高い保育サービスの提供に努めました。

○放課後児童クラブ（学童保育）の拡充

全小学校区で実施している学童保育の対象児童を「小学3年生まで」から「小学6年生まで」に拡充し、保護者の就労等で保育を必要とする児童をすべて受け入れる体制を整備しました。

また、平日の開所時間を午後6時までに延長したほか、土曜日や長期休業中の開設時間を1時間拡大し、午前8時から午後6時までとしました。

○経済的支援の充実

子宝支援金の支給対象と支給金額の拡充をはじめ、乳幼児の育児を在宅で行う世帯への支援金制度の創設、保育料の軽減、小中学校入学祝い金の贈呈、学校給食費に対する補助等、ライフステージごとに「切れ目のない」経済的支援を行いました。

■基本目標 2 子どもと親の健康づくり

安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健事業及び小児医療体制の充実を図りました。

平成 28 年度には、保健センター内に、子育て世代包括支援センター「子育てほっとステーション にゆうにゆう（以下、「にゆうにゆう」という。）」を設置するなど、妊産婦及び乳幼児を切れ目なく総合的にサポートする体制を整備しました。

また、平成 31 年 4 月から子ども医療費無償化の対象年齢を拡充しました。

○安心子育てサポート体制の充実

安心して妊娠・出産ができるよう、不妊及び不育症治療費助成の拡充、妊産婦の健康診査の無料化等を実施したほか、産前・産後の相談・ケア体制の充実を図りました。

また、「にゆうにゆう」において「入善版ネウボラ」の実施に取り組み、出産準備ギフトボックスの贈呈、新生児訪問、出産祝い品の贈呈、こんにちは赤ちゃん事業等を行い、訪問や面談等で顔なじみとなった保健師や助産師が、子育てを切れ目なくサポートする体制を整えました。

○家庭における子育て力の向上

保護者の子育てに対する不安を軽減するとともに、子どもの発達に応じた適切な子育てができるよう、保健師や臨床心理士等による育児相談を実施したほか、母子手帳アプリの導入、「ママ手帳」や「子どもノート」の配布、育てにくさを感じる保護者を対象に子育てのコツ等を伝授する「親子のびのび教室」の実施等に取り組みました。

また、親子が気軽に安心して集い、遊びや交流を通して楽しく子育てができるよう、子育て支援センター（児童センター）事業の充実に取り組んだほか、総合体育館で親子イベント「にゆうぜん親子フェスタ」を開催し、家庭における子育て力の向上を図りました。

■基本目標 3 子どもの育ちを支援する環境づくり

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長することを目指し、教育環境の整備と教育支援の充実を図りました。

○学校教育環境の整備と教育支援の充実

子どもたちが楽しく安心して学校生活を送ることができるよう、老朽化が進む学校施設の大規模改修を行ったほか、全小中学校の普通教室への空調設備の整備、トイレの洋式化等、学校教育環境の整備を行いました。

また、教育にかかる負担を軽減するため、小中学校入学祝い金の贈呈や学校給食費に対する補助等を開始しました。

■基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立支援

男女がともに子育てをしながら、職場においても性別に関わりなく十分に力を発揮できるよう、保育所や学童保育の受入児童の拡大等を行いました。

また、入善町イクボス宣言を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図りました。

○保育所等の受入体制の整備と充実

年々高まる保育ニーズに対応するため、保育を必要とする児童をすべて受け入れる体制を整えるとともに、全保育所で延長保育や乳児保育を実施しました。

また、学童保育については、町内の全小学校区で実施しており、原則、小学6年生までの学童保育が必要な児童をすべて受け入れる体制を整えました。

○病児・病後児保育の機能強化

町内医療機関が実施する病児・病後児保育施設の運営費や病児室の増設に対する補助を行い、病児・病後児保育の機能強化を図りました。

■基本目標 5 子ども等の安全の確保

安心して利用できる公共施設や道路等の生活環境の整備を図るとともに、関係機関との連携のもと防犯パトロール隊の活動を推進し、安心して暮らせる環境の充実を図りました。

また、すべての子どもが安心して健やかに成長できるよう、児童虐待に係る対策を強化するとともに、ひとり親等の理由により支援を要する子育て家庭に対する経済的支援の充実を図りました。

○児童虐待に係る対策の強化

全国的に児童虐待に係る問題が表面化・深刻化しており、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応等の対策強化が求められています。本町では、全国に先駆けて富山県警察と情報共有に関する協定を結ぶなど、関係機関との連携強化を図りました。

○ひとり親等の理由により支援を要する子育て家庭への支援

要保護・準要保護児童の就学に係る費用を援助したほか、ひとり親家庭等に対し、子育て応援券の支給、学童保育負担金の免除、病児・病後児保育利用料の免除等を行いました。

■まとめ

以上のように、本町では、第1期計画の基本理念に基づき、子育て家庭への経済的支援の充実をはじめ、保育所や学童保育への受入体制の整備・拡充等の子どもを産み育てやすい環境整備を重点的に進めてきました。

その結果、第2期計画の策定にあたり、就学前児童・小学生児童の保護者を対象に実施したニーズ調査では、双方ともに満足度が上がっています。

今後は、一つひとつの子育て支援施策を着実に実行していくとともに、新たな課題やニーズに対応した子育て支援のさらなる充実を図っていくことが必要です。

第3章 子どもと家庭を取り巻く状況

第1節 子どもを取り巻く状況

1. 人口の推移

人口は、減少傾向で推移しています。また、年少人口・生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加しており、「少子高齢化」が進行しています。

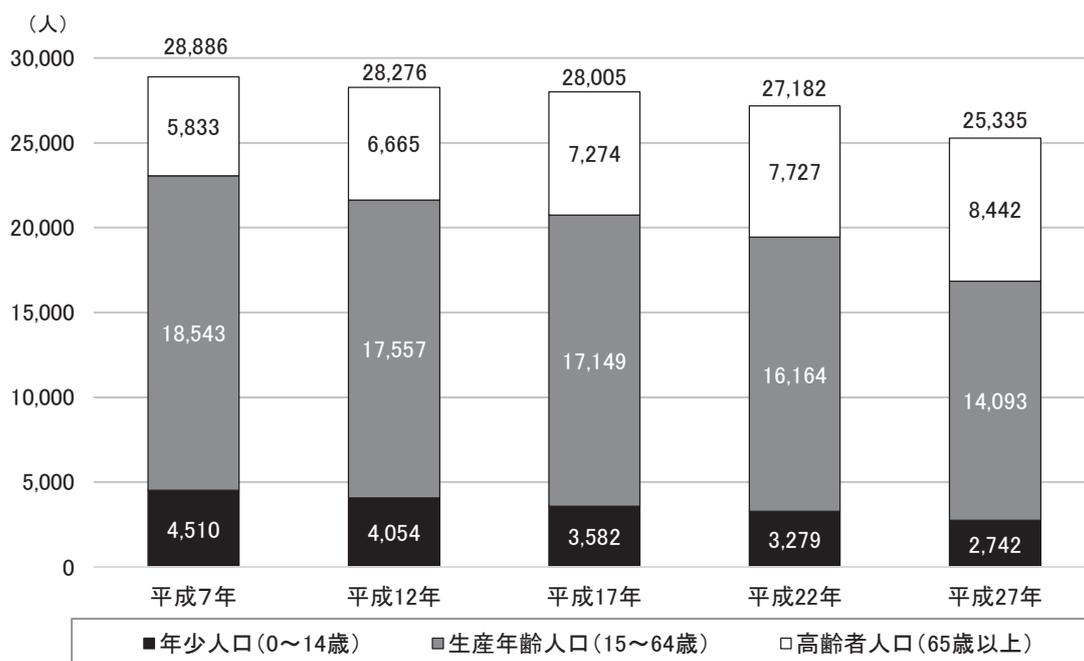
年齢階層別人口の推移をみると、総人口は平成17年で28,005人、平成22年で27,182人、平成27年で25,335人と減少しています。

人口構造をみると、年少人口・生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加しており、平成27年の年少人口は2,742人、生産年齢人口は14,093人、高齢者人口は8,442人となっています。

また、平成27年の年齢階層別人口割合を国・県と比較してみると、年少人口・生産年齢人口の割合が下回るとともに、高齢者人口の割合は上回っており、国・県と比較して、より少子高齢化が進行しています。

なお、直近の人口の推移を、住民基本台帳上の数値でみると、平成28年は25,562人、平成30年は24,931人と減少していますが、減少する割合はやや緩やかとなっています。

年齢階層別人口の推移（グラフ）



資料：国勢調査（各年10月）

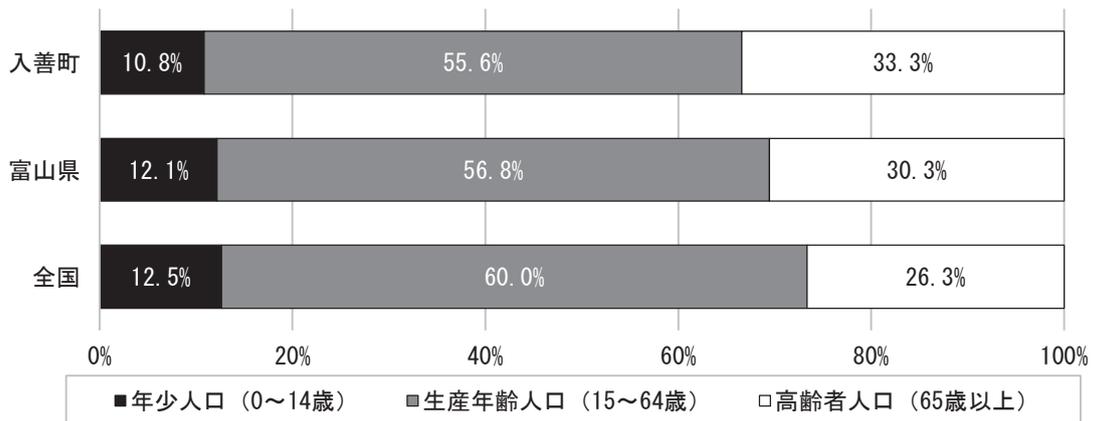
年齢階層別人口の推移（表）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）	28,886	28,276	28,005	27,182	25,335
年少人口（0～14歳）	4,510	4,054	3,582	3,279	2,742
構成比（%）	15.6%	14.3%	12.8%	12.1%	10.8%
生産年齢人口（15～64歳）	18,543	17,557	17,149	16,164	14,093
構成比（%）	64.2%	62.1%	61.2%	59.5%	55.6%
高齢者人口（65歳以上）	5,833	6,665	7,274	7,727	8,442
構成比（%）	20.2%	23.6%	26.0%	28.4%	33.3%
年齢不詳	0	0	0	12	58

※総人口は、年齢不詳を含みます

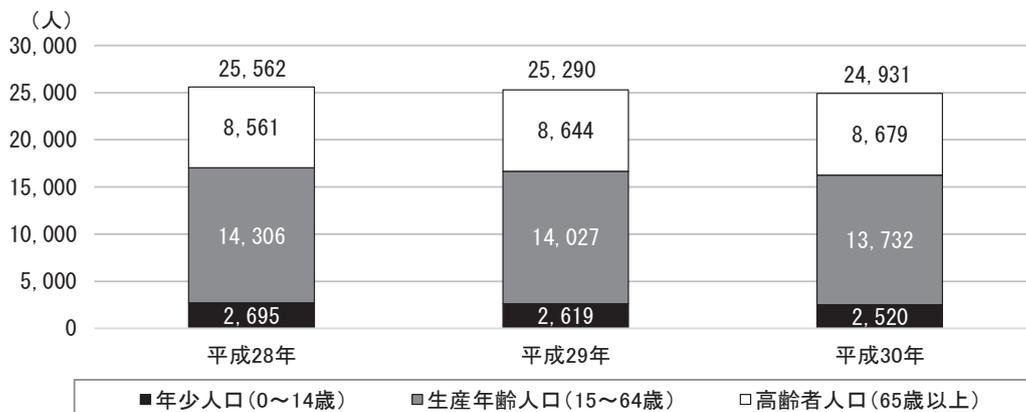
資料：国勢調査（各年10月）

年齢階層別人口割合の国・県との比較



資料：国勢調査（平成27年）

年齢階層別人口の比較（住民基本台帳）



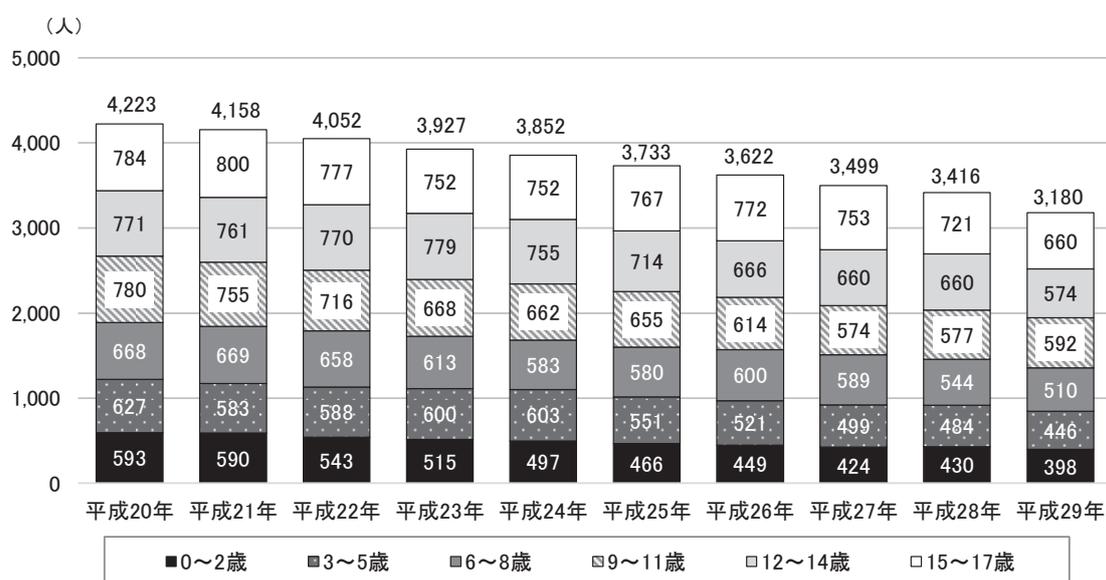
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

2. 児童人口の推移

児童人口は、減少傾向で推移しています。平成29年の児童人口は、3,180人であり、平成20年の4,223人から2割減少しています。

本町の児童人口（0歳～17歳）は、平成20年から一貫して減少しており、平成29年の児童数は3,180人で、平成20年の4,223人から2割減少しています。

児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

3. 世帯の状況

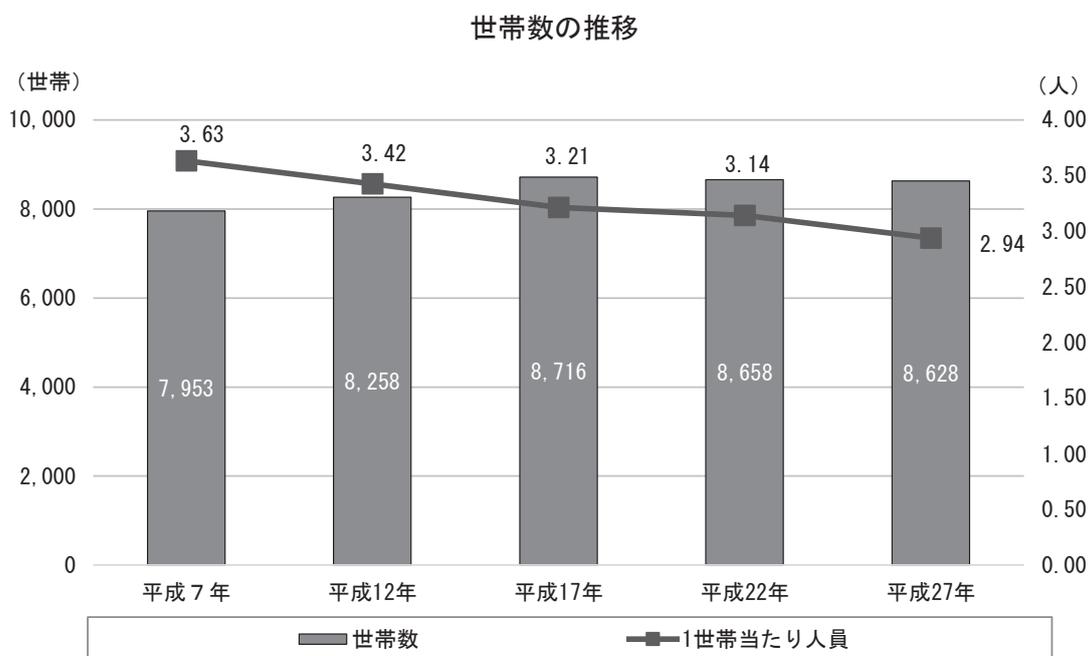
世帯数は、横ばいで推移する一方、一世帯あたりの人員は減少傾向にあります。
世帯構成割合は、三世代世帯が減少傾向である一方、単身世帯は増加しています。ただし、国・県に比べると、三世代世帯の割合が高く、単身世帯の割合は低くなっています。

(1) 世帯の推移

世帯数の推移をみると、平成7年から平成27年の世帯数は、横ばいとなっています。

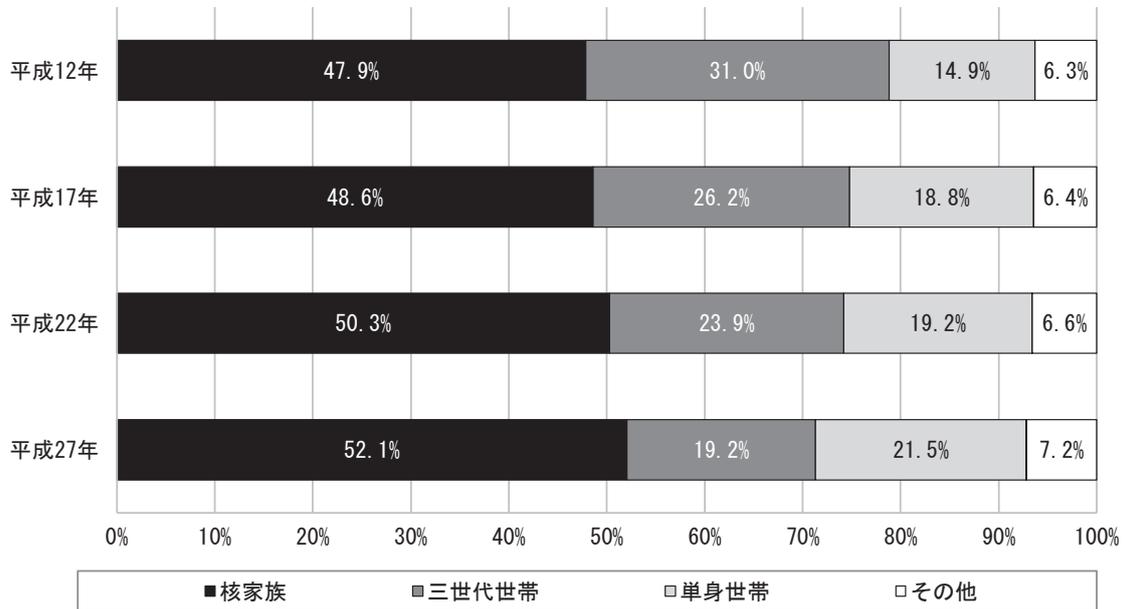
また、一世帯あたり人員は、平成7年は3.63人、平成27年は2.94人と減少しています。

世帯構成割合の推移をみると、核家族世帯と単身世帯の割合が増加し、三世代世帯の割合が減少しています。ただし、国・県と比較すると、本町は、三世代世帯の割合が高く、単身世帯の割合は低くなっています。



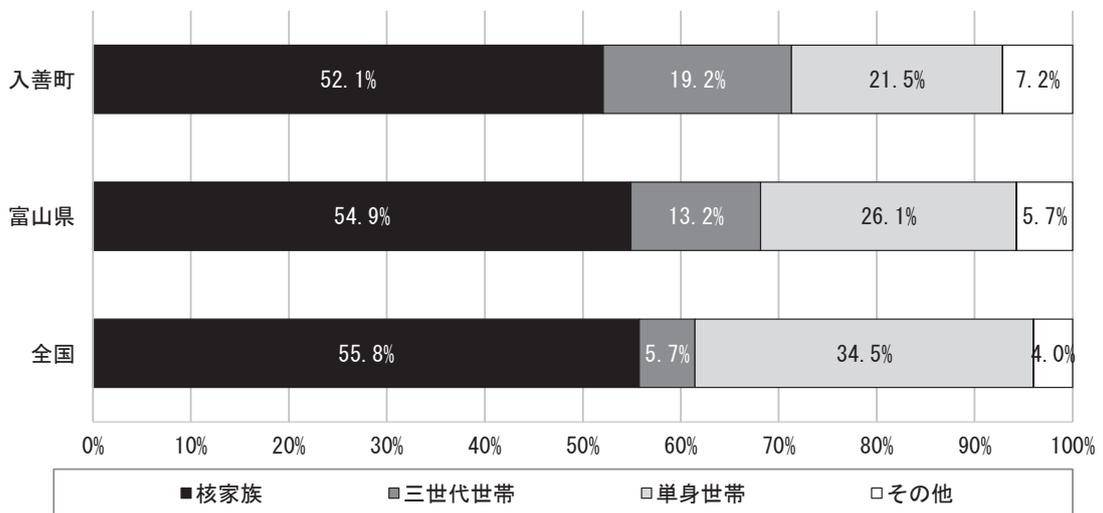
資料：国勢調査（各年10月）

世帯構成割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月）

世帯構成割合の比較（国・県との比較）

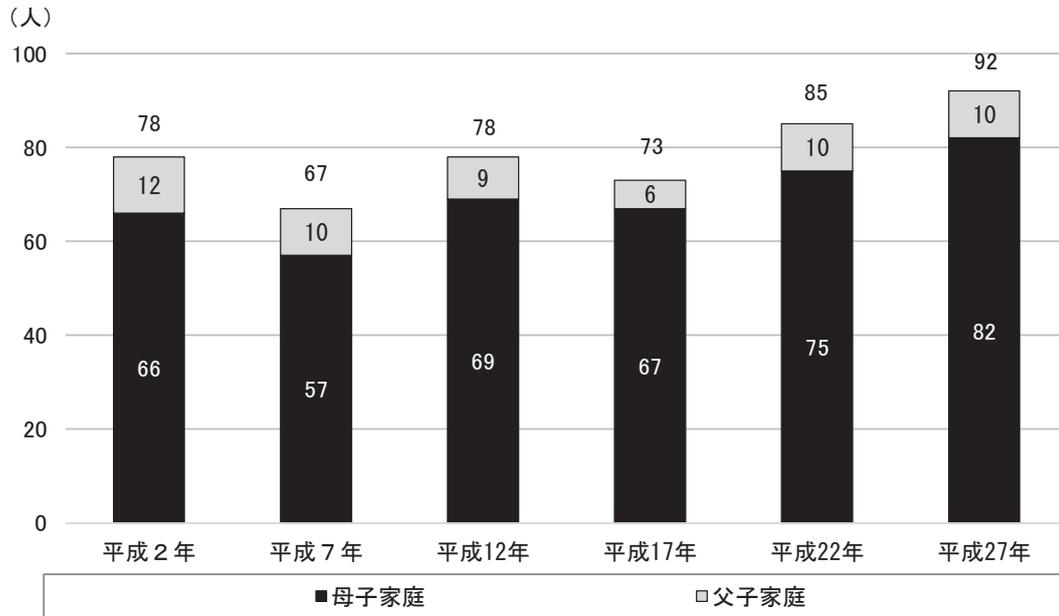


資料：国勢調査（平成 27 年）

(2) ひとり親家庭の世帯数の推移

ひとり親家庭の世帯数は、増減を繰り返しながら増加傾向で推移しています。平成 27 年の世帯数は 92 世帯で、母子家庭は 82 世帯、父子家庭は 10 世帯となっています。

母子・父子家庭の世帯数の推移



資料：国勢調査（平成 27 年）

4. 結婚・離婚の状況

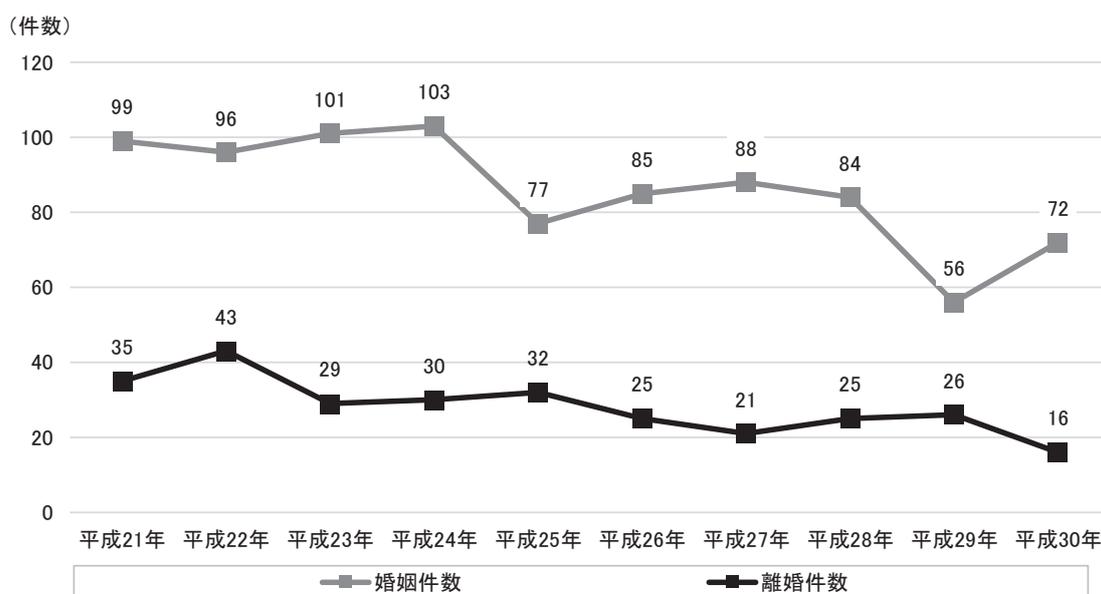
婚姻件数は平成 25 年から平成 28 年までは 80 件前後で推移していましたが、平成 29 年は 56 件と大きく減少し、平成 30 年は 72 件に増加しています。

婚姻年齢の中心層である 20 代後半、30 代前半の未婚者の割合が増加しています。

(1) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成 24 年までは 100 件前後、平成 25 年から平成 28 年は 80 件前後で推移しており、平成 29 年は 56 件と大きく減少しましたが、平成 30 年は、72 件と増加しています。離婚件数は減少する傾向にあり、平成 30 年は 16 件となっています。

婚姻・離婚件数の推移



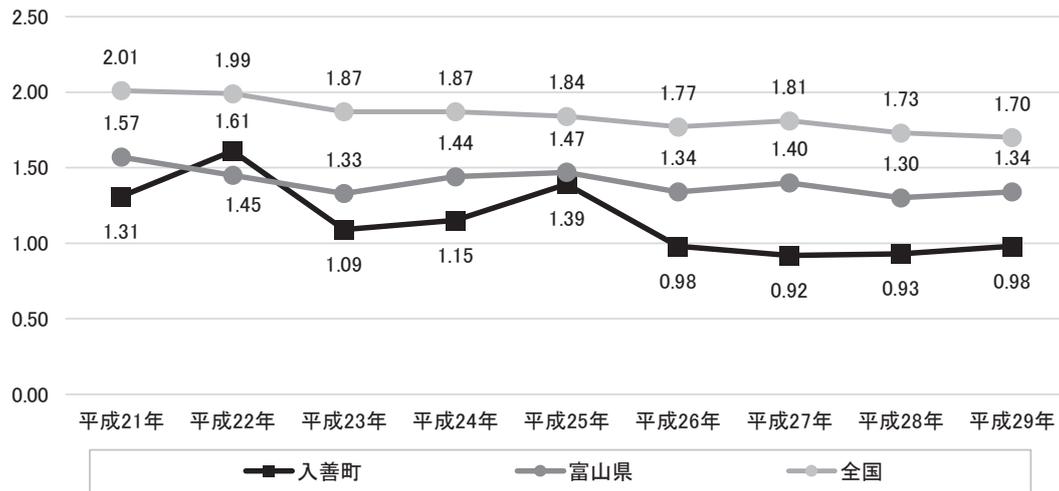
資料：人口動態統計

(2) 離婚率の推移

本町の離婚率（人口千人あたり）は、国・県をおおむね下回って推移しており、平成 29 年は 0.98 となっています。

離婚率の推移

(人口千人あたり)



資料：人口動態調査

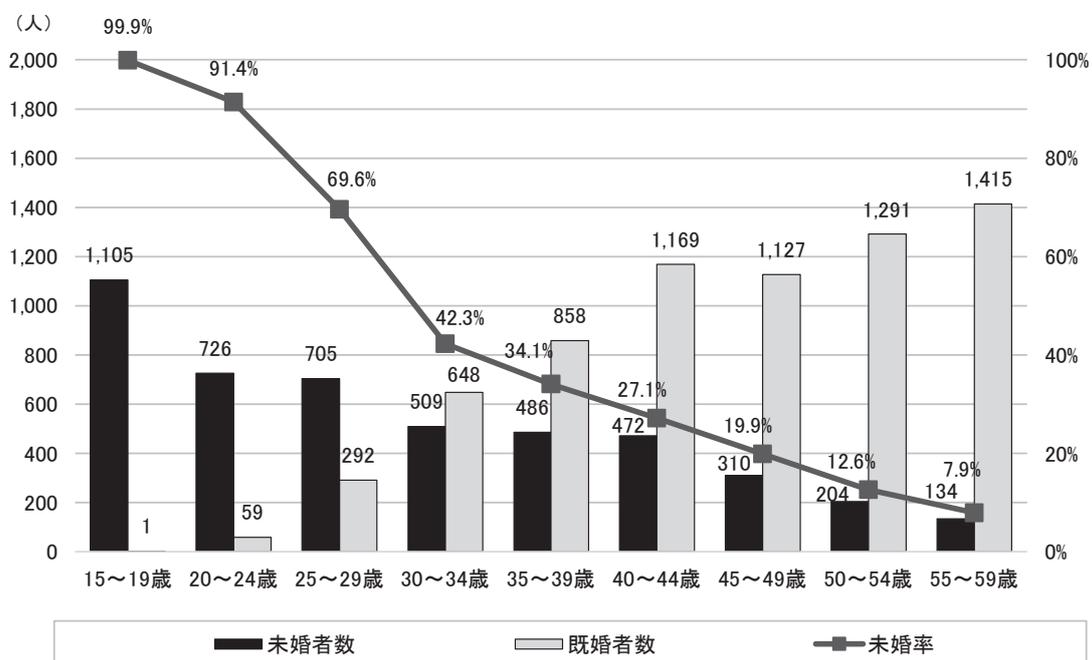
(3) 未婚者数の状況

年齢別の未婚者数・既婚者数は、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回り、30代前半に逆転しています。

25～34歳の未婚率の推移をみると、男女ともに未婚率が上昇しています。平成27年には、30～34歳の男性については2人に1人、女性については3人に1人が未婚となっています。

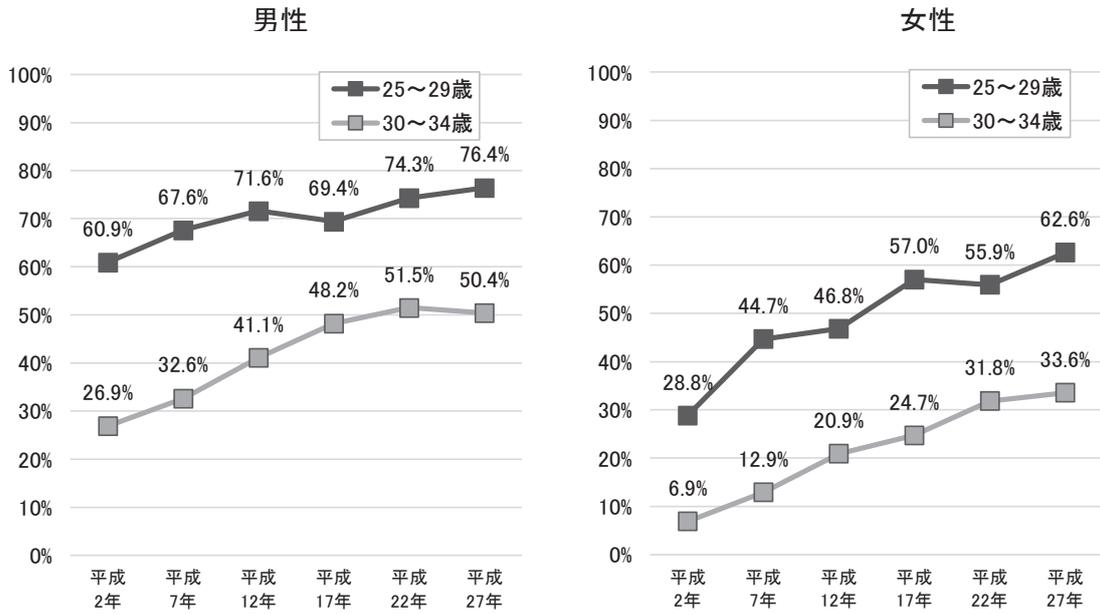
また、本町の未婚率を国・県の未婚率と比較してみると、男性は国と比較して、20代後半は3.7%、30代前半は3.3%高くなっています。女性は、国・県と比べても、大きな差はありません。

年齢別未婚者・既婚者の状況



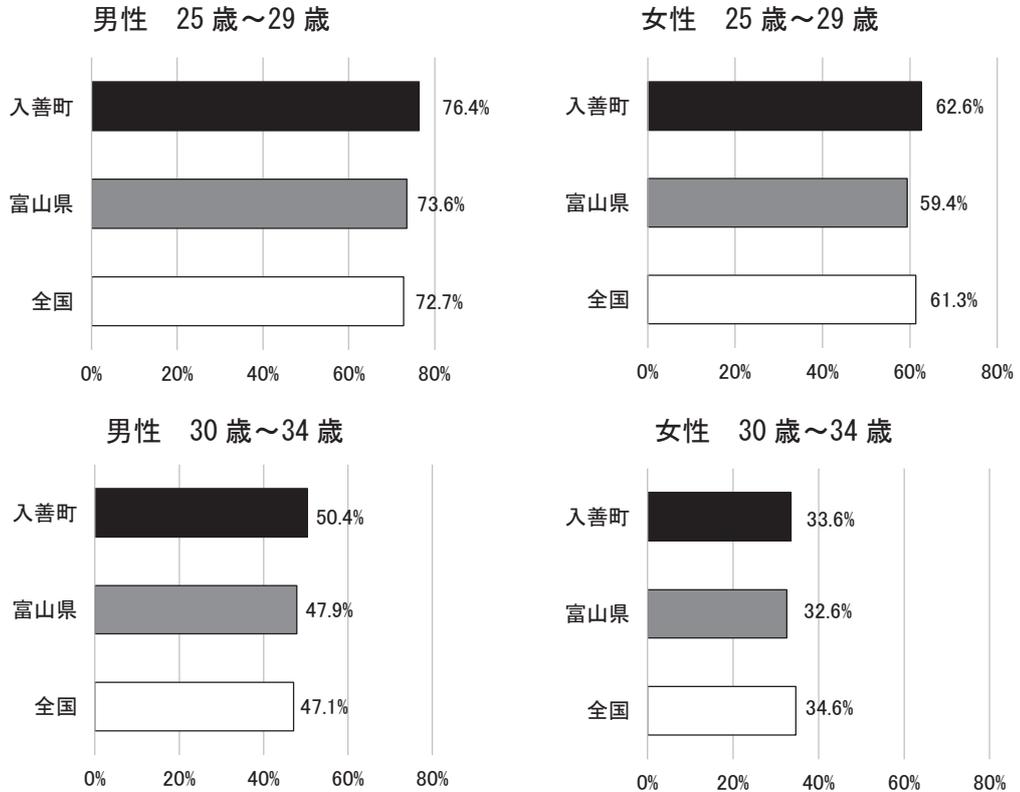
資料：国勢調査（平成27年）

25～34歳の未婚率の推移（性別・年齢別）



資料：国勢調査（各年10月）

未婚率の国・県との比較（性別・年齢別）



資料：国勢調査（平成27年）

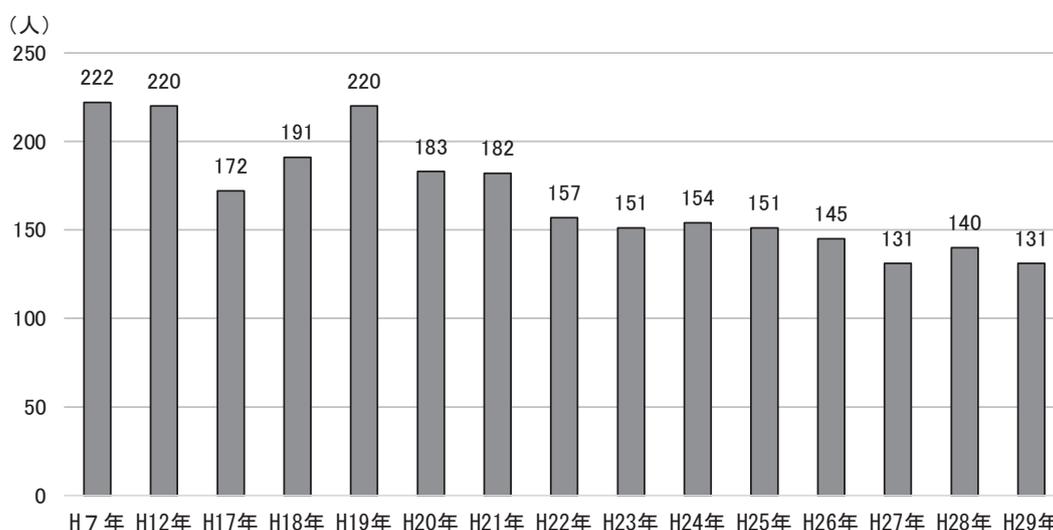
5. 出生の状況

出生数は、平成 26 年度以降、年間 130 から 140 人前後で推移しています。
合計特殊出生率は、平成 20 年～平成 24 年で 1.34 となっています。

(1) 出生数の推移

本町の出生数は減少傾向で推移し、団塊ジュニアが出産時期を迎えた平成 19 年前後に若干増加していますが、平成 26 年以降は 130～140 人前後で推移しています。

出生数の推移

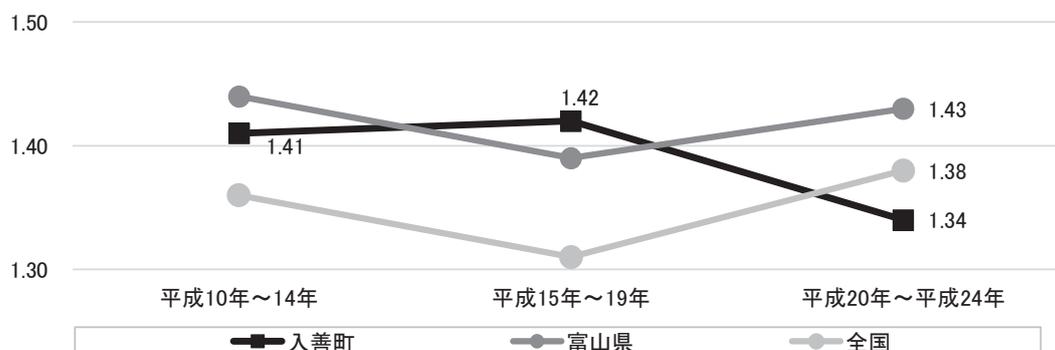


資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の状況

本町の合計特殊出生率は、平成 20 年～24 年の平均合計特殊出生率で 1.34 となっており、国・県を下回っています。

合計特殊出生率の状況



資料：人口動態統計特殊報告

6. 就業の状況

就業者数の総数は減少しています。産業別就業者割合は、第1次産業と第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。

女性の労働力率は国・県より高く、結婚・出産・子育て期における女性の労働力率は9割となっています。

(1) 就業者数の推移

就業者数は、平成27年で13,099人となっていますが、この20年で約3,200人減少しています。

産業別に割合をみると、サービス業を中心とする第3次産業に従事する割合が増加しており、平成27年は52.0%と約半数を占めています。

就業者数・産業別就業者割合の推移

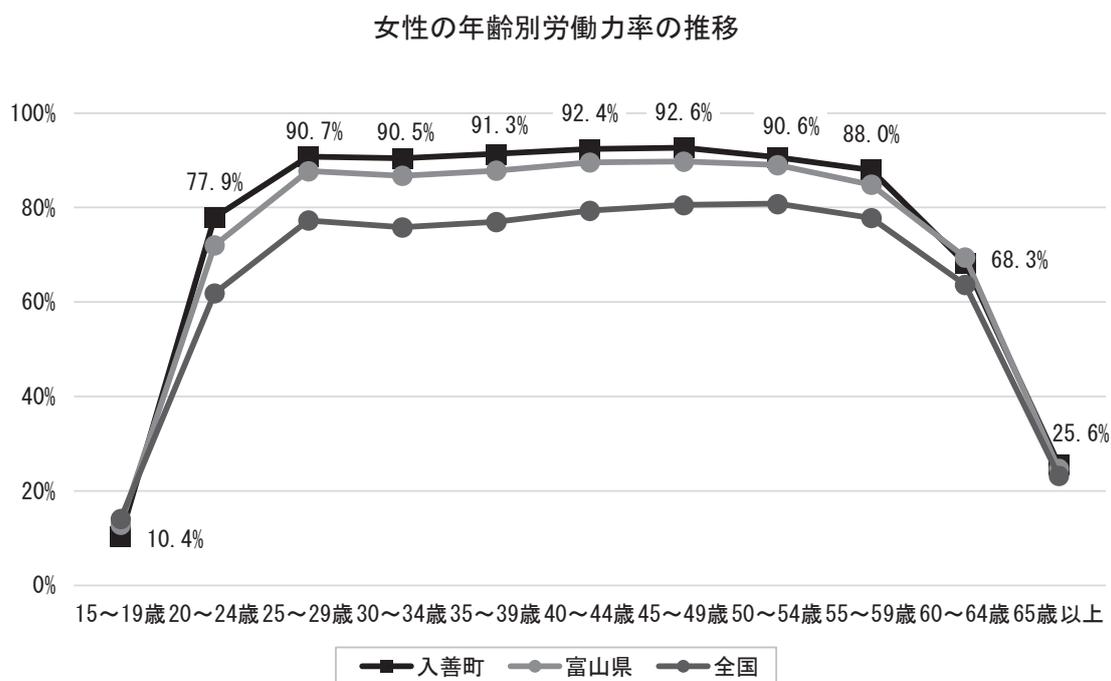
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数(人)	16,303	15,538	15,281	13,710	13,099
第1次産業(%)	11.6%	8.6%	9.5%	7.4%	6.8%
第2次産業(%)	47.8%	47.5%	42.7%	42.7%	41.3%
第3次産業(%)	40.6%	43.9%	47.8%	49.9%	52.0%

資料：国勢調査（各年10月）

(2) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率をみると、20代後半から労働力率が90%を超え、その後、下がることなく90%台を維持し、50代後半から大きく減少しています。

国・県と比較しても高い労働力率を示しており、30代で一旦大きく低下する傾向もみられません。



資料：国勢調査（平成27年）

第2節 子どもに関する施策の状況

1. 保育の状況

町内保育所の状況をみると、平成30年度は認可保育所が8か所、定員が960人となっており、入所児童数は減少傾向にありますが、入所率は上昇傾向にあります。

認可保育所数、定員、入所児童数、保育士数の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認可保育所数(か所)	11	10	10	9	8
定員(人)	980	980	980	980	960
入所児童数(人)	753	775	737	737	725
保育士数(人)	112	111	113	114	111
入所待機児童数(人)	0	0	0	0	0
入所率(%)	78.8	85.0	81.5	86.8	86.2

資料：結婚・子育て応援課(各年度3月末現在)

認可保育所サービス実施状況

保育所名	定員 (人)	入所児童数 (人)	保育士数 (人)	時間帯		特別保育		
				開所	閉所	乳児	延長	障がい児
にゅうぜん保育所	230	215	32	7:00	19:00	○	○	○
さわすぎ保育所	140	124	16	7:00	19:00	○	○	○
飯野保育所	120	96	15	7:00	19:00	○	○	○
芦崎保育所	90	40	7	7:00	19:00	○	○	○
こあら保育所	130	97	13	7:00	19:00	○	○	○
桐山保育所	110	92	15	7:00	19:00	○	○	○
横山保育所	70	35	7	7:00	19:00	○	○	○
ひばり野保育所	70	26	6	7:00	19:00	○	○	○

※入所児童数は、他市町からの広域入所児童を含めています

資料：結婚・子育て応援課(平成31年3月末現在)

特別保育の利用者の状況

■延長保育（時間外保育）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数（か所）	7	7	10	9	8
延べ利用児童数(人)	2,596	2,074	1,517	1,016	1,728

資料：結婚・子育て応援課

■一時保育（一時預かり）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数（か所）	11	10	10	9	8
延べ利用児童数(人)	850	456	293	248	356

資料：結婚・子育て応援課

■乳児保育

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数（か所）	8	7	10	9	8
利用児童数(人)	47	66	67	69	67

資料：結婚・子育て応援課

■障害児保育

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数（か所）	11	10	10	9	8
利用児童数(人)	9	6	4	7	10

資料：結婚・子育て応援課

■休日保育

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数（か所）	0	0	1	1	1
延べ利用児童数(人)	0	0	113	109	157

※平成 28 年度に創設

資料：結婚・子育て応援課

■病児・病後児保育

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1
延べ利用児童数(人)	205	371	414	404	385

資料：結婚・子育て応援課

2. 地域子育て支援センターの状況

本町では、入善児童センター内に地域子育て支援センターを設置しており、平成30年度の子育て相談件数は、140件となっています。

また、1歳半までの乳児が対象の「ぴよぴよサークル」の参加者数をみると、年度によって増減はありますが、近年は約1,500人前後で推移しています。

一方、1歳半から3歳までの幼児が対象の「わんわんサークル」の参加者数は減少傾向にあり、平成26年度は2,223人でしたが、平成30年度は1,314人となっています。

地域子育て支援センターの状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1
子育て相談数（件）	140	168	148	106	140
ぴよぴよサークル参加者数（人）	1,817	1,160	1,499	1,301	1,518
わんわんサークル参加者数（人）	2,223	1,337	1,186	1,063	1,314

※ぴよぴよサークル：1歳半までの乳児が対象

わんわんサークル：1歳半から3歳までの幼児が対象

資料：結婚・子育て応援課（各年度3月末現在）

3. ファミリー・サポート・センター事業の状況

ファミリー・サポート・センター事業の状況をみると、会員数は年々増加しており、平成30年度は利用会員が313人、協力会員が46人、両方会員が12人となっています。

一方、延べ利用件数は減少する傾向にあり、平成26年度は224件の利用がありましたが、平成30年度は178件となっています。

ファミリー・サポート・センター事業の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用会員数（人）	255	263	286	300	313
協力会員数（人）	40	32	31	44	46
両方会員数（人）	10	9	9	12	12
延べ利用件数（件）	224	207	262	228	178

資料：結婚・子育て応援課、社会福祉協議会（各年度3月末現在）

4. 母子保健事業の状況

母子健康手帳の交付状況をみると、平成 26 年度は 143 件、平成 30 年度には 112 件となっており 31 件減少しています。同様に、妊婦健康診査の受診者数についても平成 26 年度は 1,860 人、平成 30 年度には 1,413 人となっており、減少しています。

乳幼児健診の受診状況についても全体的に減少しており、平成 30 年度は、乳児一般健診が 90 件、4 か月児健診が 121 件、1 歳 6 か月児健診が 128 件、3 歳児健診が 138 件となっています。

また、年 12 回開催している育児相談及び離乳食相談の参加者数についても同様に減少しており、平成 30 年度は育児相談が 256 人、離乳食相談が 152 人となっています。

一方、パパとママの育児教室の受講状況をみてみると、平成 27 年度に受講者数が大きく落ち込んだものの、翌年度には約 2 倍の 55 人にまで受講者数が増え、その後、55 人前後で推移しています。

母子健康手帳の交付状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付件数（件）	143	133	135	125	112

資料：元気わくわく健康課

妊婦健康診査の受診状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ受診者数（人）	1,860	1,721	1,665	1,519	1,413

資料：元気わくわく健康課

乳幼児健診の受診状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳児一般健康診査受診者数 （医療機関委託）（人）	116	115	109	108	90
4 か月児健康診査 受診者数（人）	144	128	140	132	121
1 歳 6 か月児健康診査 受診者数（人）	144	150	130	144	128
3 歳児健康診査 受診者数（人）	164	160	150	149	138

資料：元気わくわく健康課

育児相談の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数(回)	12	12	12	12	12
延べ参加者数(人)	389	356	350	297	256

資料：元気わくわく健康課

離乳食の相談の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数(回)	12	12	12	12	12
延べ参加者数(人)	294	274	256	198	152

資料：元気わくわく健康課

パパとママの育児教室の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数(回)	4	4	4	6	6
受講者数(人)	43	27	55	58	54

資料：元気わくわく健康課

5. 幼稚園の状況

本町においては私立幼稚園（入善幼稚園）が1園ありましたが、令和2年度からは休園となります。

幼稚園数、園児数、職員数の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
園数(園)	1	1	1	1	1
園児数(人)	29	21	27	21	25
うち町内の子ども	27	19	25	19	22
うち他市町村の子ども	2	2	2	2	3
職員数(人)	(教員)6 (職員)3	(教員)6 (職員)3	(教員)6 (職員)3	(教員)6 (職員)3	(教員)6 (職員)3

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

6. 小・中学校の状況

小・中学校の児童・生徒数は年々減少しており、平成30年度における小学校の児童数は1,093人、中学校の生徒数は607人となっています。

小学校児童数等の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学校数(校)	6	6	6	6	6
児童数(人)	1,229	1,188	1,151	1,118	1,093
教員数(人)	93	88	92	95	97

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

中学校生徒数等の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学校数(校)	2	2	2	2	2
生徒数(人)	687	645	651	624	607
教員数(人)	53	50	53	49	52

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

7. 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ（学童保育）の施設数は、6か所となっており、全小学校区で開設しています。利用者数の推移をみると、平成26年度には151人であったものが、平成30年度には282人となっており、年々増加しています。

放課後児童クラブの状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数(か所)	6	6	6	6	6
利用者数(人)	151	209	235	237	282

※利用者数は各年度の年間平均利用者数です

資料：結婚・子育て応援課（各年度3月末現在）

8. 児童館の状況

児童館数は、入善児童センターの1か所で、その利用状況をみると、平成30年度は12,618人が利用しています。利用者の内訳は、就学前児童が最も多く、保護者、小学生、中学生・高校生の順に多く利用されています。

また、保護者の利用人数は、平成27年度に大きく減少したものの、その後増加に転じ、平成30年度には4,613人となっています。

なお、平成29年度の小学生の利用人数が大きく減少しているのは、入善児童センター内で開設していた入善地区の放課後児童クラブ（学童保育）を入善小学校内に移設したことによるものです。

児童館の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数(か所)	1	1	1	1	1
利用人数計(人)	14,179	14,416	13,725	8,999	12,618
就学前児童(人)	3,423	1,929	2,182	3,222	4,658
小学生(人)	7,687	10,449	9,343	1,966	3,176
中学生・高校生(人)	166	154	214	229	171
保護者(人)	2,903	1,884	1,986	3,582	4,613

資料：結婚・子育て応援課（各年度3月末現在）

9. 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、72 人となっており、うち、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員は、3 人となっています。

民生委員・児童委員の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民生委員・児童委員数 (人)	72	72	72	72	72
うち主任児童委員数 (人)	3	3	3	3	3

資料：保険福祉課（各年度 3 月末現在）

10. 手当等の支給の状況

児童扶養手当と特別児童扶養手当の支給状況は、次のとおりです。

児童扶養手当の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数 (人)	182	176	172	166	166

資料：結婚・子育て応援課（各年度 4 月 1 日現在）

特別児童扶養手当の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数 (人)	29	31	28	29	29

資料：保険福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

第3節 住民ニーズの状況

1. 子ども・子育てニーズ調査について

第2期計画の策定にあたり、子育て世帯の生活実態をはじめ、保育サービスや子育て支援事業に関する現在の利用状況や、今後の利用希望等を把握するため「子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

本調査をもとに、第2期計画では、本町の今後5年間で必要とされる教育や保育、子育て支援サービス等に関するニーズ量の見込みを算出しています。

実施内容

項目	内容
調査対象	①小学校就学前児童の保護者 ②小学生児童の保護者
調査時期	平成31年2月
調査方法	保育所・幼稚園・学校等での配布・回収及び郵送による配布・回収

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	284 票	258 票	90.9%
小学生児童	307 票	298 票	97.1%
計	591 票	556 票	94.1%

2. 調査の結果（抜粋）

1. 保護者の子育てに対する意識の変化

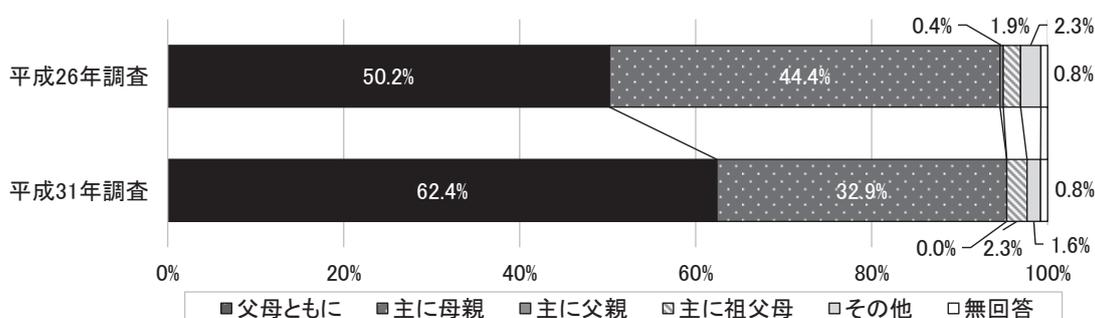
(1) 主に子育てを行っている人

就学前児童の調査結果をみると、平成31年の調査では62.4%が「父母ともに」子育てを行っていると回答しています。

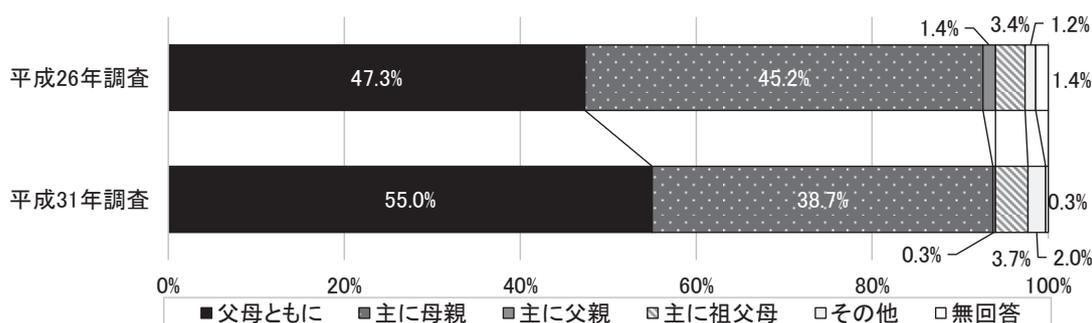
また、小学生児童の調査結果においても、平成31年の調査では55.0%が「父母ともに」子育てを行っていると回答しています。

なお、第1期計画策定時に実施した平成26年の調査結果と比較すると、就学前児童、小学生児童ともに「父母ともに」と回答した割合が増加しており、その分、「主に母親」が子育てを行っているという回答した割合が減少しています。

主に子育てを行っている人（就学前児童）



主に子育てを行っている人（小学生児童）

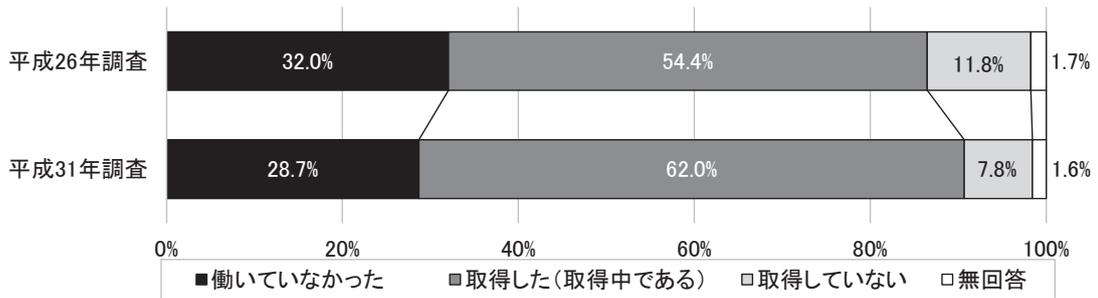


(2) 育児休業の取得状況

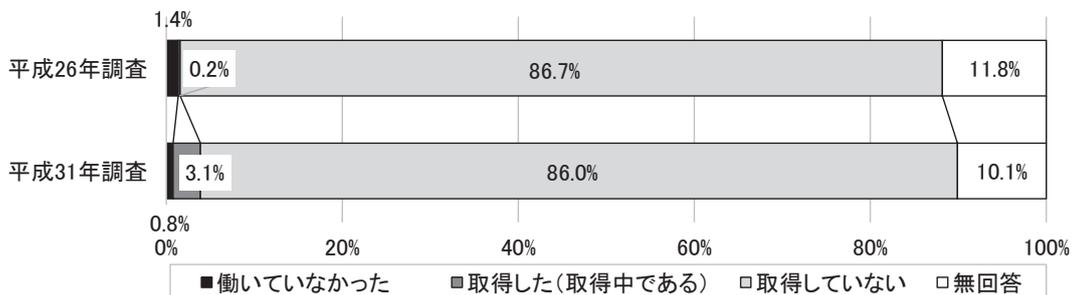
平成31年の調査では、「取得した(取得中である)」が62.0%となっており、前回調査に比べて、育児休業を取得した母親の割合が増加しています。

また、父親の取得状況についても、平成31年の調査では「取得した(取得中である)」が3.1%となっており、前回調査に比べ増加しています。

母親の育児休業の取得状況(就学前児童)



父親の育児休業の取得状況(就学前児童)



2. 勤務形態の変化と保育ニーズの高まり

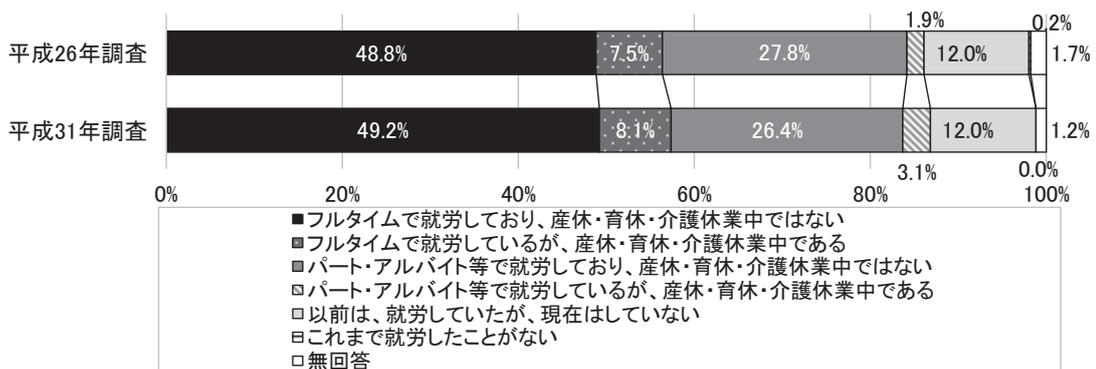
(1) 母親のフルタイム勤務での就労の増加

母親の就労状況を見てもみると、平成31年に行った就学前児童の調査では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が49.2%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が8.1%と、合わせて57.3%が「フルタイム」で就労しています。

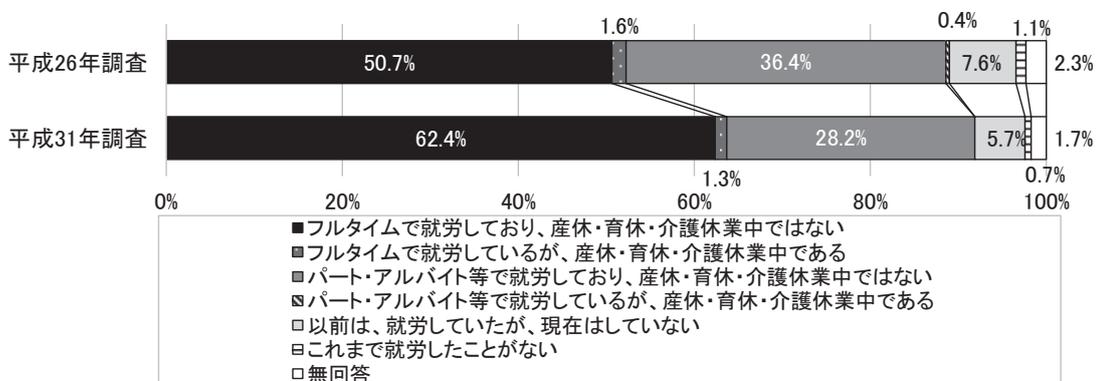
また、平成31年に行った小学生児童の調査では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が62.4%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が1.3%と、合わせて63.7%が「フルタイム」で就労しています。

前回調査と比較すると、就学前児童及び小学生児童ともに、「フルタイム」勤務と回答した割合が増加しています。

母親の就労状況（就学前児童）



母親の就労状況（小学生児童）

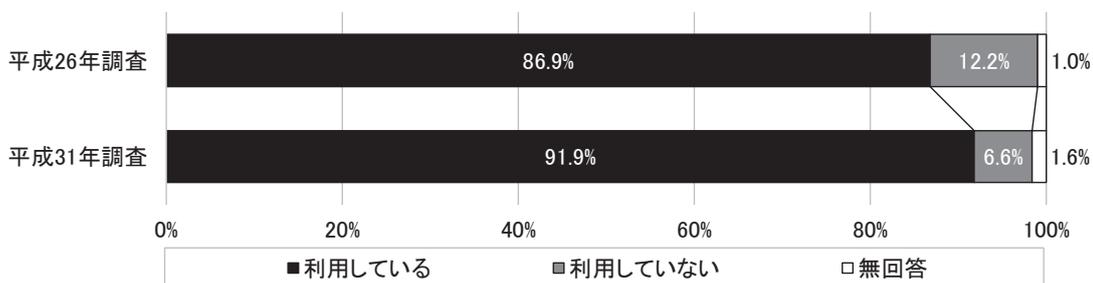


(2) 幼稚園や保育園等の利用状況

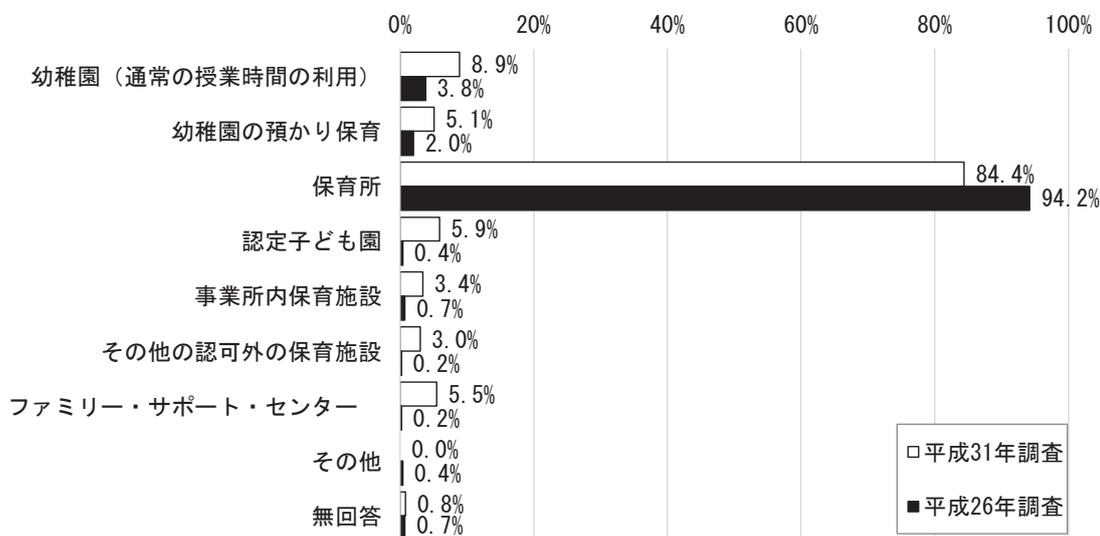
幼稚園や保育園の利用状況については、前回の調査に比べ「利用している」と回答した割合が5%増加し、9割を超えています。

また、平日に利用している施設や子育て支援サービスの内訳をみると、前回の調査と同様、「保育所」が最も多くなっていますが、保育所以外のサービスを利用する割合も増加しています。

利用の有無（就学前児童）



平日に利用している施設やサービスの状況（就学前児童）



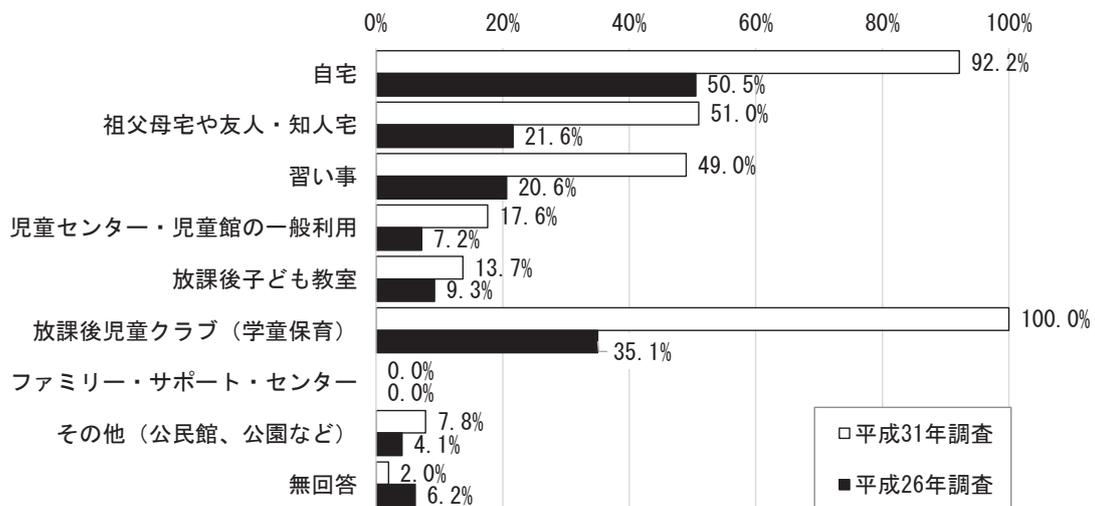
(3) 希望する放課後の過ごし方について

就学前児童の保護者に、お子さんが小学校就学後に放課後をどのように過ごさせたいかをたずねたところ、平成31年の調査では、低学年のうち「放課後児童クラブ（学童保育）」で過ごさせたい」と回答した割合が100.0%となっており、前回の調査に比べて大幅に増加しています。次いで「自宅」と回答した割合が多くなっています。

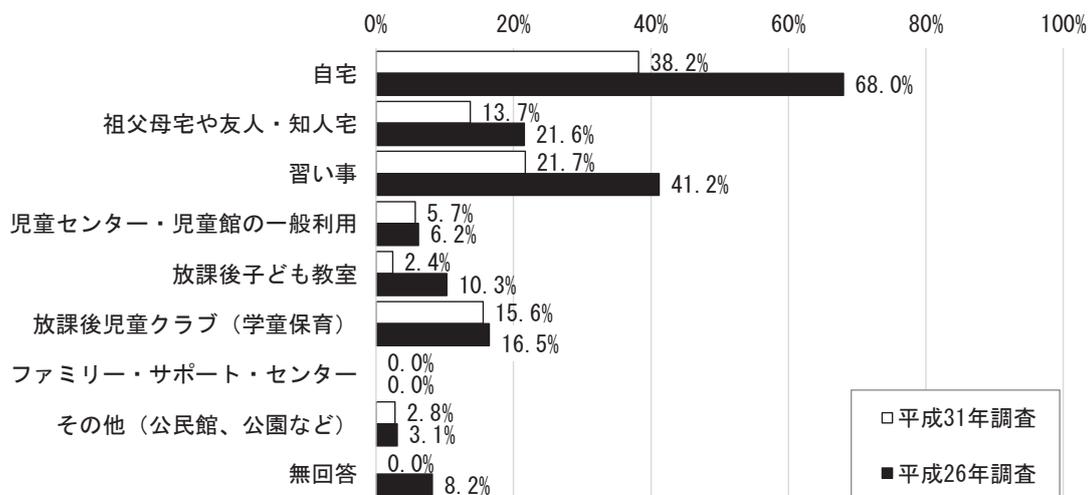
一方、高学年になると「自宅」が38.2%と最も多く、「習い事」が続いています。

希望する放課後の過ごし方（就学前児童調査）

【低学年】



【高学年】

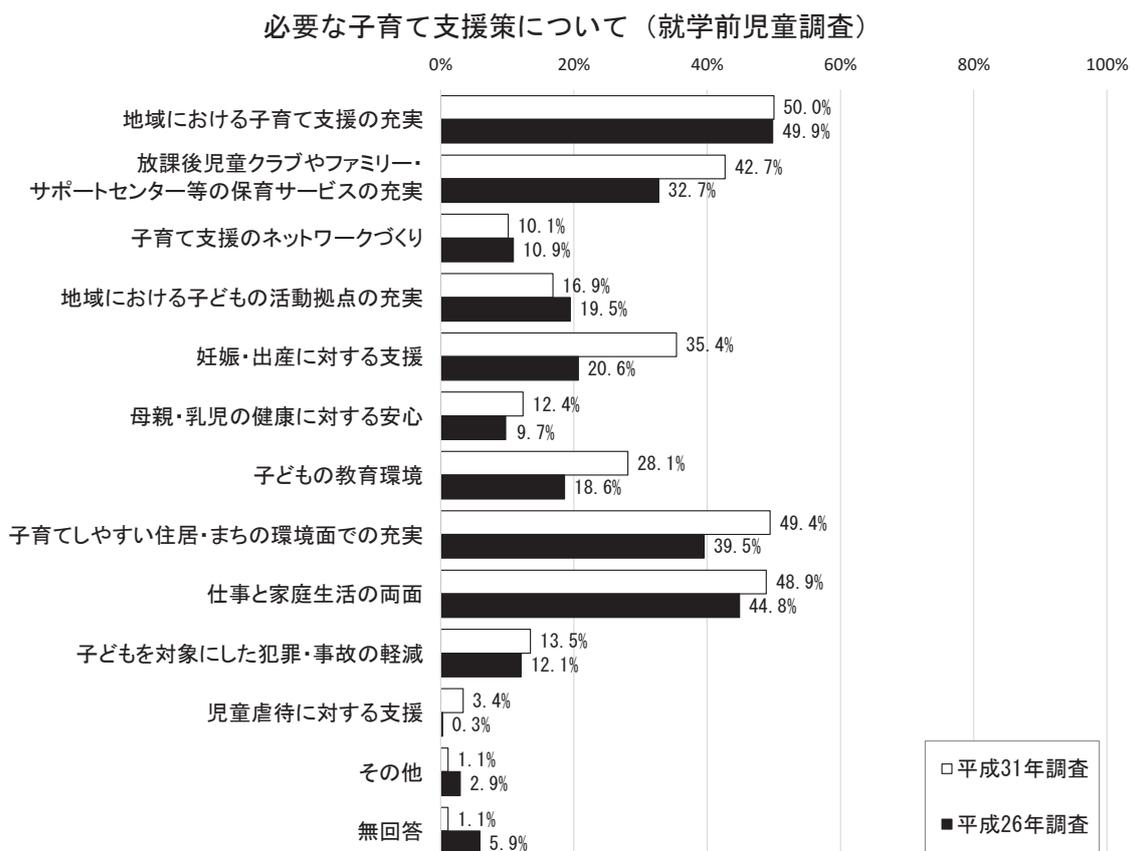


3. 子育て支援全般について

(1) 必要な子育て支援策について

必要な子育て支援策については、「地域における子育て支援の充実」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「仕事と家庭生活の両面」の順に多くなっています。

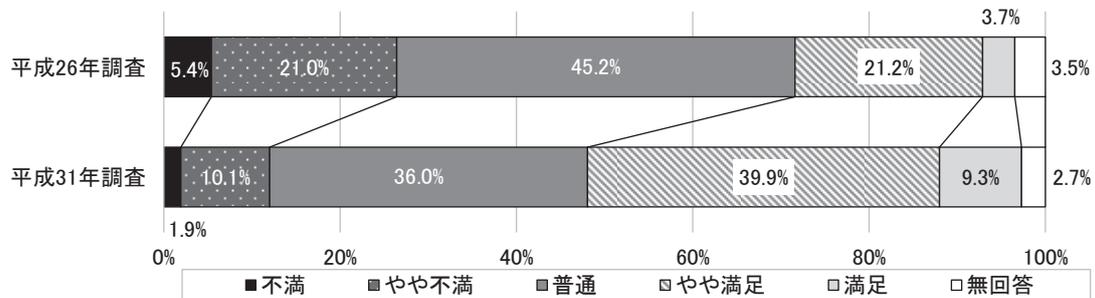
また、前回の調査に比べ、「放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター等の保育サービスの充実」、「妊娠・出産に対する支援」、「子どもの教育環境」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」についてのニーズが高くなっています。



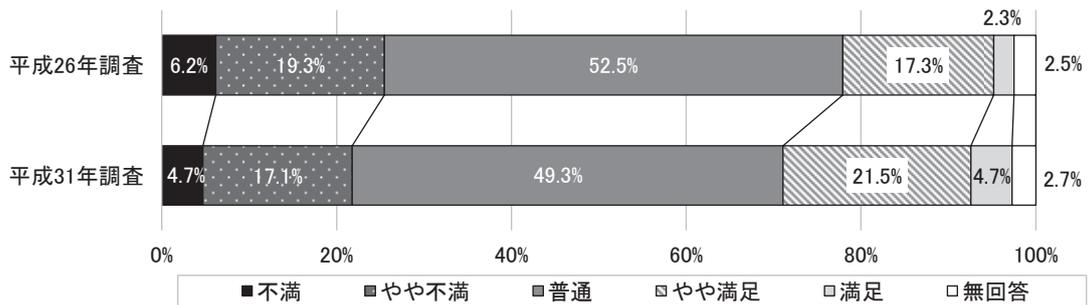
(2) 子育て環境や支援への満足度について

就学前児童については49.2%、小学生児童については26.2%が「満足」または「やや満足」と回答しており、就学前児童、小学生児童ともに、前回の調査と比べ満足度があがっています。

子育て環境や支援への満足度について（就学前児童）



子育て環境や支援への満足度について（小学生児童）



第4章 計画の基本理念

1. 基本理念

子どもは、家族にとって、かけがえのない存在であるとともに、社会全体の宝であり、私たちが暮らす地域社会の未来を担う大きな力となる存在です。

子どもたちの健やかな成長を支えることは、町の将来を担う次世代の人材を育むことであり、町全体で取り組むべき最も重要な課題の一つです。

そのため、第2期計画においても、第1期計画で掲げた「子どもたちの声が響き合う地域づくり」を、入善町における子育て支援事業の基本理念とし、これまで本町が築き上げてきた、親や家族、地域、企業、行政等の子育てに関わるすべてが互いに協力し、一丸となって子育てを支えあう仕組みを継承しながら、充実した子ども・子育て支援を推進することで、子どもを産み育てやすい地域社会の実現を目指します。

基本理念

子どもたちの声が響き合う地域づくり

2. 基本目標

子ども・子育て支援法に基づく国の基本方針では、父母等の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するということを大前提に置きながらも、核家族化や少子化が急速に進行していく中で、すべての子どもが健やかに成長するためには、多様なニーズに応じた子育て支援を、地域の実情にあわせ、社会全体で講じていくことが必要不可欠であるとされています。

以上を踏まえ、入善町における子ども・子育て支援事業計画の基本理念の実現に向け、第2期計画においては、次の5つを基本目標として設定しました。

■基本目標1 子育てをみんなで支える地域づくり

多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実をはじめ、乳幼児期における教育・保育の確保と質の高い保育サービスの提供に努めます。

また、地域の子どもが地域のつながりの中で育つことは、子どもの健やかな成長のために欠かせないものであるため、放課後児童クラブ（学童保育）や子育てサロン等の顔の見える子育て支援サービスの充実に取り組み、地域における子育て環境の充実を図ります。

このほか、子育ての不安を軽減するため、子育て支援コーディネーターの設置等による相

談体制の充実、リーフレットの作成等による充実した子育て情報の提供を行います。

さらに、保護者が安心して子育てができるよう、子宝支援金の贈呈や幼児教育・保育の無償化、子ども医療費の無償化等を行い、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

■基本目標2 親と子の健やかな心と身体を育む地域づくり

保護者が安心して子どもを産み、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子育て世代包括支援センター「にゅうにゅう」を中心に、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援体制を充実するとともに、小児医療等の充実を図ります。

また、幼いころからの食習慣が将来の心身の健康に重大な影響を及ぼすことから、『小さいころから「減塩いいね!」』で減塩・適塩運動を推進するなど、乳幼児期からの適切な食習慣の定着に向け、「食育」を推進します。

■基本目標3 郷土愛あふれる教育で豊かな心を育む地域づくり

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために必要な学校教育環境の整備・充実を図ります。

また、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次世代の親づくりに取り組みます。

さらに、家庭や地域、学校等と連携し、地域資源を生かした住民同士のふれあいや世代間交流の促進などを行い、郷土愛の醸成を図ります。

■基本目標4 仕事と子育ての調和が実現できる地域づくり

男女がともに子育てをしながら、職場においても性別に関わりなく十分に力を発揮できる多様な働き方を可能にするため、充実した多様な保育サービスを提供し、仕事と子育てを両立できる環境を整備します。

また、国・県・関係団体等と連携し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めます。

■基本目標5 安全・安心な環境で子育てできる地域づくり

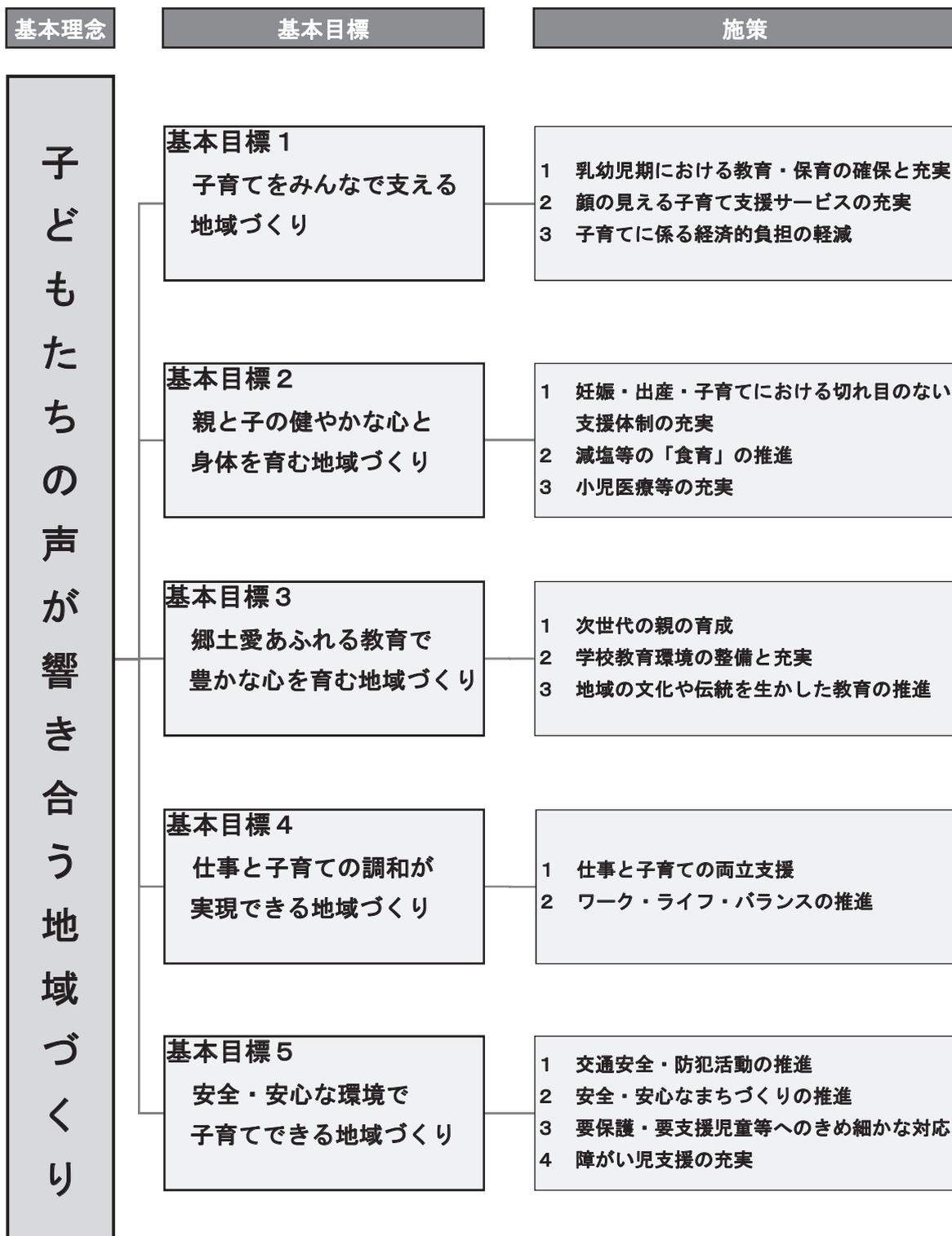
安心して利用できる公共施設や道路等の生活環境の整備をはじめ、交通安全・防犯に対する意識啓発や地域ぐるみで子どもを見守る体制の充実を図り、親子が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、障がい児に対する支援や子どもの貧困対策等、きめ細かな支援の充実に努めます。

さらに、子どもの権利擁護に関連して、体罰によらない子育てを推進するとともに、関係機関との連携をより密にし、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

3. 施策の体系

基本理念、基本目標に基づいて、次の体系図に示すような施策の展開を図ります。



第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び、教育・保育施設整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければいけないとされています。

本町においては、幼児期の教育・保育及び放課後児童クラブ（学童保育）の提供区域について、当該区域内のニーズに見合った施設・事業を確保するため小学校区を1区域として設定します。

その他の事業については、全町を1区域として設定します。

2. 幼児期の学校教育・保育

(1) 認定区分等

町内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の利用状況」に「利用希望」を加え、国の定める以下の3つの区分で認定を行います。

認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 確保の内容及び実施時期

教育・保育施設の確保の内容及び実施時期を以下のとおり定め、提供区域ごとの量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。

第1期計画と同様、第2期計画においても、将来の人口推計結果をはじめ、ニーズ調査で把握された量の見込みに、小学校区ごとの利用実績等を加味して、量の見込みと確保の内容、実施時期の設定を行いました。

また、子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育を一体的な提供を行う認定こども園の普及を図ることとされています。しかし、本町においては、保育に対するニーズが依然として高いことから、第2期計画においても、町立保育所を中心に、まずは保育ニーズの充足・確保を図ることとします。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

入善小学校区

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号	
		2号	0歳 1・2歳	2号	0歳 1・2歳	2号	0歳 1・2歳														
①量の見込み (人)		11	99	23	58	10	95	22	57	10	96	21	53	10	92	21	52	9	89	20	50
②確保 の内容 (人)	幼稚園 (町外へ)	11	/	/	/	10	/	/	/	10	/	/	/	10	/	/	/	9	/	/	/
	保育所	/	100	25	65	/	100	22	58	/	100	22	58	/	100	22	58	/	95	22	58
	地域型 保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0
②-①		0	1	2	7	0	5	0	1	0	4	1	5	0	8	1	6	0	6	2	8

上青小学校区

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号	
		2号	0歳 1・2歳	2号	0歳 1・2歳	2号	0歳 1・2歳														
①量の見込み (人)		7	74	17	44	7	71	17	42	7	71	16	40	6	69	16	38	6	67	15	38
②確保 の内容 (人)	幼稚園 (町外へ)	7	/	/	/	7	/	/	/	7	/	/	/	6	/	/	/	6	/	/	/
	保育所	/	80	20	50	/	80	17	43	/	80	17	43	/	70	17	43	/	70	17	43
	地域型 保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0
②-①		0	6	3	6	0	9	0	1	0	9	1	3	0	1	1	5	0	3	2	5

飯野小学校区

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度							
		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳																
①量の見込み (人)		7	72	17	43	7	70	16	42	7	70	16	39	7	68	15	38	7	66	15	37				
②確保 の内容 (人)	幼稚園 (町外へ)	7	/	/	/	7	/	/	/	7	/	/	/	7	/	/	/	7	/	/	/				
	保育所	/	80	20	45	/	80	16	44	/	80	16	44	/	70	15	45	/	70	15	45				
	地域型 保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0				
②-①		0	8	3	2	0	10	0	2	0	10	0	5	0	2	0	7	0	4	0	8				

黒東小学校区

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度							
		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳																
①量の見込み (人)		5	49	11	29	5	47	11	28	5	47	10	27	5	45	10	26	5	44	10	25				
②確保 の内容 (人)	幼稚園 (町外へ)	5	/	/	/	5	/	/	/	5	/	/	/	5	/	/	/	5	/	/	/				
	保育所	/	50	15	30	/	50	11	29	/	50	11	29	/	50	11	29	/	50	11	29				
	地域型 保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0				
②-①		0	1	4	1	0	3	0	1	0	3	1	2	0	5	1	3	0	6	1	4				

桃李小学校区

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号	
		2号	0歳	1・2歳	2号	0歳	1・2歳	2号	0歳	1・2歳	2号	0歳	1・2歳	2号	0歳	1・2歳	2号	0歳	1・2歳		
①量の見込み (人)		7	61	14	36	6	59	14	35	6	59	13	33	6	57	13	32	6	56	13	31
②確保 の内容 (人)	幼稚園 (町外へ)	7	/	/	/	6	/	/	/	6	/	/	/	6	/	/	/	6	/	/	/
	保育所	/	70	15	45	/	60	15	35	/	60	15	35	/	60	15	35	/	60	15	35
	地域型 保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0
②-①		0	9	1	9	0	1	1	0	0	1	2	2	0	3	2	3	0	4	2	4

ひばり野小学校区

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号	
		2号	0歳	1・2歳	2号	0歳	1・2歳	2号	0歳	1・2歳	2号	0歳	1・2歳	2号	0歳	1・2歳	2号	0歳	1・2歳		
①量の見込み (人)		2	27	6	16	2	26	6	16	2	26	6	15	2	25	6	14	2	25	6	14
②確保 の内容 (人)	幼稚園 (町外へ)	2	/	/	/	2	/	/	/	2	/	/	/	2	/	/	/	2	/	/	/
	保育所	/	30	10	20	/	30	10	20	/	30	10	20	/	30	10	20	/	30	10	15
	地域型 保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0
②-①		0	3	4	4	0	4	4	4	0	4	4	5	0	5	4	6	0	5	4	1

町全体

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳	
①量の見込み (人)	39	382	88	226	37	368	86	220	37	369	82	207	36	356	81	200	35	347	79	195	
②確保の内容 (人)	幼稚園 (町外へ)	39	/	/	/	37	/	/	/	37	/	/	/	36	/	/	/	35	/	/	
	保育所	/	410	105	255	/	400	91	229	/	400	91	229	/	380	90	230	/	375	90	225
	地域型 保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0
②-①	0	28	17	29	0	32	5	9	0	31	9	22	0	24	9	30	0	28	11	30	

参考：保育所定員・入所児童数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認可保育所数(か所)	11	10	10	9	8
定員(人)	980	980	980	980	960
入所児童数(人)	753	775	737	737	725

参考：0～5歳人口推移予測

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳(人)	114	111	106	105	104
1・2歳(人)	261	255	239	230	224
3～5歳(人)	432	417	418	403	393
合計(人)	807	783	763	738	721

3. 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業について、ニーズ調査の結果に基づき、令和2年度から令和6年度における本町の「量の見込み」を算出し、計画的な確保を図ります。

(1) 利用者支援に関する事業

保健センターに子育て支援コーディネーターを配置し、子ども又は保護者の相談に応じて必要な情報提供や助言を行います。

また、保護者が必要な子育て支援を受けることができるよう、関係機関との調整を実施します。

利用者支援に関する事業

■母子保健型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
②確保の内容(か所)	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

フルタイム勤務希望者の増加などの保護者ニーズに基づく量の見込みに対応できるよう、現行の体制を堅持し、事業量を確保します。

なお、令和4年度からは、保育所の統合整備により、施設数は6か所になる計画です。

時間外保育事業(延長保育事業)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	150	146	142	138	134
②確保の内容	利用児童数(人)	200	200	200	200
	実施施設数(か所)	7	7	6	6

(3) 放課後児童クラブ（学童保育）

保護者の就労等により、放課後の家庭において保育ができない児童を対象として、本町では、放課後児童クラブ（学童保育）を全小学校区で開設しています。

今後も量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。

放課後児童クラブ（学童保育）

入善小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み (人)	合計	83	75	74	74	74
	小学校1年生	28	33	33	32	32
	小学校2年生	26	27	26	27	27
	小学校3年生	22	10	10	10	10
	小学校4年生	5	4	4	4	4
	小学校5年生	2	1	1	1	1
	小学校6年生	0	0	0	0	0
②確保 の内容	利用者数（人）	91	91	91	91	91
	実施数（か所）	1	1	1	1	1

上青小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み (人)	合計	79	77	75	77	77
	小学校1年生	17	23	22	23	23
	小学校2年生	22	14	14	14	14
	小学校3年生	12	17	17	17	17
	小学校4年生	13	14	14	14	14
	小学校5年生	9	8	7	8	8
	小学校6年生	6	1	1	1	1
②確保 の内容	利用者数（人）	85	85	85	85	85
	実施数（か所）	1	1	1	1	1

飯野小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み (人)	合計	56	74	72	72	72
	小学校1年生	17	21	20	20	20
	小学校2年生	17	30	29	29	29
	小学校3年生	15	16	16	16	16
	小学校4年生	6	5	5	5	5
	小学校5年生	1	0	0	0	0
	小学校6年生	0	2	2	2	2
②確保 の内容	利用者数(人)	84	84	84	84	84
	実施数(か所)	1	1	1	1	1

黒東小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み (人)	合計	42	38	37	38	37
	小学校1年生	18	12	12	12	12
	小学校2年生	10	14	14	14	14
	小学校3年生	9	8	7	8	7
	小学校4年生	3	3	3	3	3
	小学校5年生	1	1	1	1	1
	小学校6年生	1	0	0	0	0
②確保 の内容	利用者数(人)	63	63	63	63	63
	実施数(か所)	1	1	1	1	1

桃李小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み (人)	合計	70	68	66	66	66
	小学校1年生	22	14	14	14	14
	小学校2年生	14	32	31	31	31
	小学校3年生	24	13	13	13	13
	小学校4年生	7	7	6	6	6
	小学校5年生	2	1	1	1	1
	小学校6年生	1	1	1	1	1
②確保 の内容	利用者数(人)	96	96	96	96	96
	実施数(か所)	1	1	1	1	1

ひばり野小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み (人)	合計	11	9	9	9	9
	小学校1年生	0	2	2	2	2
	小学校2年生	4	1	1	1	1
	小学校3年生	2	3	3	3	3
	小学校4年生	2	2	2	2	2
	小学校5年生	3	1	1	1	1
	小学校6年生	0	0	0	0	0
②確保 の内容	利用者数(人)	37	37	37	37	37
	実施数(か所)	1	1	1	1	1

町全体

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み (人)	合計	341	341	333	336	335
	小学校1年生	102	105	103	103	103
	小学校2年生	93	118	115	116	116
	小学校3年生	84	67	66	67	66
	小学校4年生	36	35	34	34	34
	小学校5年生	18	12	11	12	12
	小学校6年生	8	4	4	4	4
②確保 の内容	利用者数(人)	456	456	456	456	456
	実施数(か所)	6	6	6	6	6

※令和2年度学童保育利用希望調査の結果に基づき算出

参考：放課後児童クラブ（学童保育） 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施数(か所)	6	6	6	6	6
利用者数(人)	151	209	235	237	282

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合に児童養護施設等で児童を預かる事業です。

本町においてはニーズがなく、また町内には実施施設がないため、希望があった場合には、実施施設の情報提供等で対応します。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
②確保の内容（人日）	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。今後も量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	訪問件数（人）	114	111	106	105	104
	訪問率（%）	100	100	100	100	100
②確保の内容	実施体制（人）	6	6	6	6	6
	実施機関	町	町	町	町	町
	委託医療機関（か所）	1	1	1	1	1

(6) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等の専門職が居宅を訪問し、養育に関する相談や助言等を行う事業です。今後も必要に応じて対応します。

養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(件)	19	19	19	19	19
②確保の内容(件)	19	19	19	19	19

参考：養育支援訪問事業 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	14	12	8	19	16

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。本町においては、入善児童センター内の1か所で実施しています。今後も量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。

地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人回)	4,992	4,872	4,591	4,465	4,366
②確保 の内容	利用者数(人回)	5,000	5,000	5,000	5,000
	施設数(か所)	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業（一時保育）は、保護者の病気、出産及び親族の看護、育児疲れ等でリフレッシュしたいときなどにお子さんを一時的に預かる事業です。今後も量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。

一時預かり事業（一時保育）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み (人日)	1号認定による利用	166	160	161	155	151
	2号認定による利用	621	599	600	578	564
	その他	416	404	394	381	372
②確保 の内容	利用者数（人日）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	施設数（か所）	7	7	6	6	6

参考：一時預かり事業（一時保育） 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数（か所）	11	10	10	9	8
延べ利用児童数（人）	850	456	293	248	356

(9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気または病気の回復期にあるため集団での保育が困難な児童を就労等の理由により保護者が家庭で看護できない場合に、病児・病後児保育施設で預かる事業です。本町では、嶋田医院「暖家」が病児・病後児保育を実施しています。

感染症の流行状況等により、年度によってニーズが増減することが見込まれますが、現行の事業量を確保していきます。

病児・病後児保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）		420	407	397	384	375
②確保 の内容	利用者数（人日）	420	420	420	420	420
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

参考：病児・病後児保育事業 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
延べ利用児童数（人）	205	371	414	404	385

(10) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人が相互に会員となり、地域で育児を互いに助け合っていく組織です。本町においては、入善町社会福祉協議会がセンターを運営しています。今後も量の見込みに対応した事業量を確保します。

ファミリー・サポート・センター事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）		262	255	243	237	229
②確保の内容	利用者数（人日）	300	300	300	300	300

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持・増進を図るために行うもので、安全に安心して妊娠・出産ができるよう、必要な回数を受診を促進します。

妊婦健康診査

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	延べ回数（人回）	1,596	1,554	1,484	1,470	1,456
	健診率（％）	100	100	100	100	100
	健診回数（回）	14	14	14	14	14
②確保の内容	実施場所	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関
	実施体制（人）	1,596	1,554	1,484	1,470	1,456
	検査項目	18項目	18項目	18項目	18項目	18項目
	実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

第6章 施策の展開

第1節 基本目標1 子育てをみんなで支える地域づくり

1. 乳幼児期における教育・保育の確保と充実

(1) 保育ニーズにあわせた保育サービスの充実

年々高まる保育ニーズに的確に対応するため、保育所の受入体制の構築に努めます。

また、延長保育や一時保育、病児・病後児保育等の多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
① 保育所の受入体制の構築	入所児童数 725人 入所待機児童数 0人	就労等の理由により家庭で保育できない就学前の子どもを保育施設で預かっています。年々高まる保育ニーズに的確に対応できるよう、今後も受入体制の構築に努めます。	結婚・子育て 応援課
② 乳児保育事業	施設数 8か所 利用児童数 67人	全保育所で0歳児保育を実施しています。低年齢からの入所が増加しており、保育士の確保に努めながら、今後も保育ニーズに応えていきます。	結婚・子育て 応援課
③ 延長保育事業	施設数 8か所 延べ利用児童数 1,728人	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行っています。引き続き、全保育所で19:00までの延長保育を実施し、保育ニーズに応えていきます。	結婚・子育て 応援課
④ 休日保育事業	施設数 1か所 延べ利用児童数 157人	保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日に保育を行っています。引き続き、にゅうぜん保育所を中核施設として実施し、保育ニーズに応えていきます。	結婚・子育て 応援課
⑤ 一時保育事業	施設数 8か所 延べ利用児童数 356人	保護者の急病や短時間勤務、求職活動、育児疲れ等により、一時的に保育が必要となった児童を保育所で預かる事業です。引き続き、全保育所で実施し、保育ニーズに柔軟に対応していきます。	結婚・子育て 応援課
⑥ 病児・病後児保育事業	施設数 1か所 延べ利用者数 385人	病気になるいは病気の回復期にあり、集団での保育が困難な乳幼児や児童を一時的に預かる保育事業です。町内では、嶋田医院が「暖家」を実施しています。感染症の流行により増減があるものの、一定量の利用が見込まれるため、「暖家」の運営支援を継続し、病児・病後児保育サービスの確保に努めます。	結婚・子育て 応援課
⑦ 特定保育事業	未実施	保護者の就労形態の事情により、週に2～3日程度、あるいは半日の利用など、必要に応じて保育所を利用する事業です。本町では、一時保育事業の実施で対応します。	結婚・子育て 応援課

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
⑧ショートステイ事業	未実施	保護者の病気や仕事、育児疲れ等により、児童の養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設等で短期間、養育・保護を行う事業です。ニーズが少ない現状を踏まえ、必要に応じて、実施施設の情報提供等で対応します。	結婚・子育て応援課
⑨トワイライトステイ事業	未実施	保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等で児童を預かる事業です。ニーズが少ない現状を踏まえ、必要に応じて、実施施設の情報提供等で対応します。	結婚・子育て応援課

(2) 教育・保育環境の整備と充実

教育・保育環境の整備と質の高い保育サービスの提供促進を図るため、保育施設の整備事業や保育所看護師配置事業、保育所えいごであそぼう事業等に取り組みます。

また、保育士の各種研修等の受講を促進し、保育の質の向上に努めます。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①保育施設の整備事業	飯野統合保育所（仮称）の建設に着手 保育施設の維持管理	1 小学校下1 保育所を基本に、保育所の統合整備を進めており、飯野統合保育所（仮称）の整備に引き続き、残る桃李小学校下における保育所の統合に向け、関係団体との調整等の建設準備を促進します。 また、既存の保育施設の維持管理に努めます。	結婚・子育て応援課
②保育所看護師配置事業	看護 76 件 移送 8 件 検診補助等 12 件	保育所担当の看護師を配置し、保育所で児童が体調不良となったときに駆けつけ、応急処置等を行うとともに、保護者が児童をすぐに迎えにくることが困難な場合に、保護者の了解を得て、病児・病後児保育施設まで移送します。 また、担当看護師による専門的な講習会等を行うことで、保育士のスキルアップを図り、質の高い保育サービスの提供に努めます。	結婚・子育て応援課
③保育所えいごであそぼう事業	220 回	幼児期から外国人や英会話に慣れ親しむため、町国際交流員（C I R）が保育所を訪問し、英語による歌やゲーム等の遊びを通して児童とふれあっています。 また、小学校配置の語学指導助手（A L T）と連携するなど、引き続き、充実した事業の実施に努めます。	結婚・子育て応援課

2. 顔の見える子育て支援サービスの充実

(1) 地域における子育て支援体制の充実

地域の子どもが地域のつながりの中で健やかに成長できるよう、放課後児童クラブ（学童保育）やファミリー・サポート・センター、子育てサロン等の地域における子育て支援体制の充実を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	施設数6か所 年間平均利用者数282人	放課後、就労等により昼間家庭に保護者がいない小学生児童に遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。本町では、すべての小学校区において、小学6年生までの児童を対象に放課後児童クラブ（学童保育）を設置しています。 利用者数が増加傾向にあります。保護者が安心して働くことができるよう、継続して取り組みます。	結婚・子育て 応援課
②ファミリー・サポート・センター事業	センター数1か所 会員数371人（利用313人、協力46人、両方12人） 延べ利用件数178件	社会福祉協議会が実施する、地域住民同士の子育てに関する互助援助事業で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織で運営しています。 会員数が増加傾向にあることから、ニーズに対応できるよう、協力会員の確保や制度の周知に努め、継続して実施します。	結婚・子育て 応援課 社会福祉協議会
③児童センター事業	施設数1か所 利用者数12,618人	入善児童センターでは、遊びや学びの拠点施設として、親子サークル活動や親子カフェ、各種教室等の事業を実施しています。 親子や児童が気軽に安心して通うことができるよう、事業内容のさらなる充実に努めます。	結婚・子育て 応援課
④子育てサロン事業	子育てサロン4地区 月1回 延べ参加者数1,045人	地区公民館を活用し、地域の皆さんによる子育て相談の実施や情報提供、遊びを通じた交流の場の提供を行っています。 少子化や保育所入所の低年齢化で参加者数が減少傾向にあります。子育て家庭の孤立を防ぐだけでなく、地域住民同士の連携や世代間の交流につながっており、保護者と地域をつなぐ場として、今後も継続して実施します。	社会福祉協議会
⑤児童クラブ活動の促進	児童クラブ7団体 199人 児童クラブ連合会事業の推進	小学生児童が、楽しみながら自発的な行動や発想力を身につけることができるよう、関係団体や施設等と連携し、児童クラブの活動を支援します。 また、児童クラブ連合会の運営支援を行い、各種行事や大会等の開催を通して、児童クラブ活動の促進を図ります。	結婚・子育て 応援課
⑥地域子育て世代間交流の推進	公民館まつり等の実施 地域活動事業（4保育所）	地区公民館や各種団体が中心となっていく、地域の特性を生かしたさまざまな活動を支援し、地域における世代間交流を促進します。 また、保育所においても地域活動事業の実施等により、世代間のふれあいを推進します。	教育委員会 事務局 結婚・子育て 応援課

(2) 民生委員・児童委員活動の推進

地域における身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を推進することで、児童の健全育成を図るとともに、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①民生委員・児童委員活動の推進事業	民生委員・児童委員 72人 (主任児童委員 3人)	委員の資質向上と教育機関等との連携を強化するため、研修会や保育所及び小中学校との意見交換会を実施しています。 今後も継続して実施し、委員活動の推進を図ります。	保険福祉課 社会福祉協議会

(3) 地域における子育て支援を担う人材の育成

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するため、各種団体の地域活動やボランティア活動を促進するとともに、子育てをサポートする人材の育成を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①ボランティアの登録・組織化	ボランティア登録数 2,848人 ボランティア登録団体 63団体	小中高生のボランティア体験機会の創出や、ボランティア情報の発信等で登録者数の増加や組織化を図り、子育て支援に協力できるボランティア人材の育成を促進します。	社会福祉協議会
②子育てサポーターの育成	子育てシニアサポーター登録者 14人	県と連携して、子育てシニアサポーターの育成に取り組み、子育て支援の充実を図ります。	結婚・子育て 応援課
③児童クラブ指導員の育成	児童クラブ指導員 65人	児童クラブの活動を通して、小学生が楽しみながら自発的に行動し、豊かな発想力を身につけることができるよう、行事の企画や運営をサポートする指導員の育成を図ります。	結婚・子育て 応援課
④放課後児童クラブ指導員の育成	指導員 76人	放課後児童クラブ(学童保育)の利用者が増加する中、より安全で質の高い保育を提供するため、県が主催する研修会の受講を推進するほか、指導員連絡会を開催し、指導員相互の情報交換等を促進することで、学童保育指導員としての資質向上と育成を図ります。	結婚・子育て 応援課
⑤ボランティアサポーターの設置	ボランティアサポーター設置数 20人 (各地区2人)	地域住民によるボランティア活動を促進するため、各地区にボランティアサポーターを設置し、地域のボランティア活動員をサポートするとともに、人材発掘や育成を行っています。 今後も設置を継続し、ボランティア活動の促進に努めます。	社会福祉協議会

(4) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

子育てに関する不安や悩み等をいつでも気軽に相談できるよう、保健センターや保育所等における子育て相談体制の充実を図ります。

また、子育て中の家庭が必要な情報をいつでも容易に入手できるよう、子育てリーフレットの発行をはじめ、広報やホームページ等を活用した情報発信を積極的に行い、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①乳幼児健診等の場を活用した相談等の実施	<p>■育児相談 月1回 <相談件数> 保健相談 延べ256件 栄養相談 延べ152件 歯科相談 延べ23件 発達相談 延べ39件 心理相談 延べ15件</p> <p>■4か月児健診 月1回 <相談件数> 保健相談 118件</p> <p>■1歳6か月児健診 月1回 <相談件数> 保健相談 128件 栄養相談 128件 心理相談 6件 歯科相談 128件</p> <p>■3歳児健診 月1回 <相談件数> 保健相談 138件 栄養相談 138件 心理相談 14件 歯科相談 138件</p>	<p>毎月の育児相談のほか、4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診時においても、保健師・管理栄養士等による相談を実施しています。また、相談後においても、事後フォローが必要な親子には専門的な支援を継続して行っています。今後も、保護者の育児に関する不安や悩みに対応できるよう、相談体制の充実・強化に努めます。</p> <p>■育児相談 月1回（年12回）</p> <p>保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士</p> <p>■4か月児健診時の相談 月1回（年12回）</p> <p>医師、保健師、管理栄養士</p> <p>■1歳6か月児健診時の相談 月1回（年12回）</p> <p>医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、心理相談員、歯科衛生士</p> <p>■3歳児健診時の相談 月1回（年12回）</p> <p>医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、心理相談員、歯科衛生士</p>	元気わくわく健康課

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
②保健師等による育児相談の実施	電話・来所相談 (随時相談) 相談件数 165件	気軽に安心して子育てに関する心配ごとなどの相談ができるよう、保健センターや保健センター内に設置した「子育てほっとステーションにゆうにゆう」で、育児相談を随時実施しています。	元気わくわく健康課
③地域子育て支援センター事業	センター数 1か所	子育て家庭の育児不安や悩みについての相談、子育てに関する情報提供等を入善児童センターで実施しています。 今後も、相談しやすい環境整備や各種行事の充実に努め、継続して実施します。	結婚・子育て 応援課
④保育所での育児相談の実施	育児相談 随時 なかよし広場の 実施	各保育所では、保育士が育児相談を随時実施するとともに、未入所児とその保護者を対象に、保育所体験などを行う「なかよし広場」を定期的に開催しています。 今後も継続して実施し、保護者が育児についての悩みや困りごとを気軽に相談できる体制の充実に努めます。	結婚・子育て 応援課
⑤利用者支援事業(子育て支援コーディネーター設置事業)	保健師 1名配置 助産師 1名配置	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図るため、子育て支援コーディネーターを設置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と情報発信を行うとともに、子ども又は保護者の相談に応じて、必要な子育て支援情報の提供や助言、関係機関との調整を行います。 今後も継続して設置し、相談・情報提供体制の充実に努めます。	結婚・子育て 応援課 元気わくわく健康課
⑥子育て支援情報の提供	「子育てナビ」の作成 500部 子育て応援サイトの運営、メルマガの配信	子育て中の家庭が、必要とする子育て支援情報を気軽に簡単に手に入れることができるよう、リーフレット(子育てナビ)の作成・配布やポータルサイト(子育て応援サイト)の運営、メルマガの配信などを継続して行い、情報提供の充実を図ります。	結婚・子育て 応援課 元気わくわく健康課

3. 子育てに係る経済的負担の軽減

(1) 妊娠・出産に係る経済的支援の充実

保護者が安心して、妊娠・出産することができるよう、不妊治療費等の助成を行います。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①不妊治療費助成事業	対象者 98件(実63組)	子どもを望む夫婦の不妊検査・一般不妊治療・高度不妊治療・男性不妊治療に対する治療費等の助成を実施しており、今後も継続して支援します。	元気わくわく健康課
②不育症治療費助成事業	対象者 1件	不育症の検査・治療費の助成を実施しており、今後も継続して支援します。	元気わくわく健康課
③妊産婦医療費助成事業	対象者 75人	妊産婦に係る疾病の早期発見と治療を促進するため妊産婦の医療費を助成しています。今後も継続して助成を行い、母子の健康増進に努めます。	保険福祉課

(2) 子育て世帯への経済的支援の充実

子育て世帯が安心して子育てすることができるよう、経済的支援の充実を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①予防接種助成	任意予防接種 インフルエンザ 1,872人 58.0% 風しん 31人	子どものインフルエンザ予防接種費用や、妊娠を希望している女性と配偶者等への風しん予防接種費用の一部を助成しています。安心して子どもを産み育てることができるよう、今後も継続して助成を行います。	元気わくわく健康課
②子ども医療費の助成	対象者数 乳児 112人 幼児 814人 児童・生徒 1,579人	子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、子どもの医療費の無料化を行っています。 平成31年4月からは、対象年齢を18歳までに拡大したほか、保護者の利便性の向上を図るため、手続きを簡素化しています。	保険福祉課
③児童手当・特例給付の支給事業	延べ受給者 29,274人	子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を目的に、中学校修了前までの児童を養育する者に対して支給しています。 (所得制限限度額を超えた場合は特例給付) 今後も国・県と連携し、継続して実施します。	結婚・子育て応援課
④子宝支援金の支給事業	第1子 41人 第2子 39人 第3子 20人 第4子以降 17人 計117人	定住促進と少子化対策の一環として、第1子からの出産に対して支援金を支給しています。 第1子 50,000円 第2子 100,000円 第3子 200,000円 第4子以降 200,000円×7年間 今後も継続して支給を行います。	結婚・子育て応援課

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
⑤乳幼児在宅育児支援金支給事業	対象者 延べ2,001人	保育所等を利用せず、家庭で育児されている3歳未満の乳幼児を対象に、1人あたり毎月1万円の支援金を支給しています。 今後も継続して支給を行います。	結婚・子育て 応援課
⑥保育料軽減事業	第1子 1/4 軽減 335人 第2子 1/2 軽減 297人 第3子以降 無償 138人 母子等 無償又は階層引き下げ 18人	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、多子世帯等の保育料を軽減しています。 第2子 半額 第3子以降 無料 母子等 無料又は保育料階層の引き下げ 令和元年度10月から、国の制度として3歳以上児の保育料が無償化されたことに伴い、国が無償化の対象外としている副食費（おかず代）についても町が負担する形で無償化を行います。 また、3歳未満児については、軽減措置を継続して実施します。	結婚・子育て 応援課
⑦とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業	子育て応援券配布者 134人	子育て家庭の経済的負担軽減と、地域における各種子育てサービス等の利用促進を図るため、子どもを出生した保護者に対し、第1子は1万円分、第2子は2万円分、第3子以降には3万円分の応援券を交付します。 今後も県と連携し、継続して実施します。	結婚・子育て 応援課
⑧小中学校入学祝い金支給事業	贈呈児童数 小学校 171人 中学校 193人 計 364人	小中学校へ入学する、児童・生徒の保護者に、入学祝い金（商品券1万円分）の贈呈を行っています。 今後も継続して贈呈します。	結婚・子育て 応援課
⑨学校給食費補助事業	給食費補助 1人当たり月額 1,000円の補助	保護者の経済的負担軽減のため、学校給食費の補助を行っています。 今後も継続して補助します。	教育委員会 事務局
⑩育英奨学資金事業	支給対象者 中学生 15人 高校生 9人 大学生 12人	経済的な理由により就学が困難で、かつ、成績の優秀な中学生、高校生及び大学生に、育英奨学資金を支給しています。 次代を担う生徒のため、今後も継続して実施します。	教育委員会 事務局

第2節 基本目標2 親と子の健やかな心と身体を育む地域づくり

1. 妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援体制の充実

(1) 妊娠から出産・子育てまでの包括的な相談・ケア体制の充実

保護者が安心して子どもを産み、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子育て世代包括支援センター「にゆうにゆう」を中心に、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援体制の整備・充実を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
① 子育て世代包括支援センター事業の推進	通年	保健センター内に開設した「子育てほっとステーション にゆうにゆう」を拠点に、保健師や助産師が母子保健コーディネーターとして関係機関と連携し、妊娠・出産・子育て期におけるさまざまなニーズにあわせた切れ目のない総合的な支援を行っています。 誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、引き続き、「にゆうにゆう」を中心に、切れ目のない支援体制の充実に努めます。	元気わくわく健康課
② 母子健康手帳の交付と妊婦健康相談の実施	通年実施 対象者 112人	妊娠届出の提出により、母親の妊娠・出産の経過と子どもの成長や予防接種を記録する母子健康手帳を交付します。 また、安心して出産できるよう、母子健康手帳を交付する際に保健師や助産師が面接し、健診の内容・栄養・歯科等の生活全般についての相談に応じるとともに、パパとママの育児教室や出産後の訪問サービス等の情報提供を行っています。 安心して出産できるよう、引き続き実施します。	元気わくわく健康課
③ 母子手帳アプリ「にゆうにゆうアプリ」の運用		令和元年度から導入したスマホアプリ「にゆうにゆうアプリ」の普及と適切な運用に努め、健診や予防接種、各種教室等のスケジュール管理に役立ててもらうことで、育児に対する負担感の軽減を図ります。	元気わくわく健康課
④ ママ手帳の配布		子育て支援サービスの利用計画等を書き込むことができる「ママ手帳」を配布しています。保健師や助産師と一緒にサービスの利用計画を立てることで、妊娠期における出産や子育てに対する不安の軽減を図ることができるとともに、出産後の継続した育児支援につなげることができるため、今後も配布を継続し、切れ目のない育児支援体制の構築を図ります。	元気わくわく健康課

施策・事業	平成 30 年度 実績	事業の概要・方針等	担当課等
⑤ 出産準備ギフトボックス贈呈事業		令和元年度から、安心して出産・子育てをすることができるよう、妊娠中期に、保健師や助産師が相談面接を行い、外出先でも人目を気にせず、授乳を行うことができる「授乳服」等が入った出産準備ギフトボックスを贈呈しています。 今後も継続して贈呈し、出産や子育てに対する不安の軽減を図ります。	元氣わくわく健康課
⑥ パパとママの育児教室事業	年 6 回開催 受講者 54 人	父親の育児参加を促し、夫婦が互いに協力して育児ができるよう、妊婦と夫又はその家族を対象に育児教室を実施しています。 夫婦や家族が互いに協力して育児を行うことができるよう、今後も継続して実施します。	元氣わくわく健康課
⑦ 妊婦健康診査事業	一般健康診査 受診者 実人員 124 人 延べ人数 1,413 人 公費負担 14 回 精密健康診査 9 人	妊婦の健康管理を行い、早産等の出産リスクを低減するため、健康診査（14 回）の実施を行うとともに、健診結果に基づき妊婦の状況を把握し、安全に出産できるよう指導しています。 なお、健診費用（14 回分）については、町が負担しています。 今後も継続して実施します。	元氣わくわく健康課
⑧ 産婦健康診査事業	実人員 91 人 延べ人数 165 人 公費負担 2 回	産後 2 週間と 1 か月に産婦健康診査を行うことで、産後の健康管理とともに、産後うつを早期対応を行っています。 なお、健診費用（2 回分）については、町が負担しており、今後も継続して実施します。	元氣わくわく健康課
⑨ 新生児・産婦訪問指導事業	新生児訪問 （生後 28 日以内） 希望者 119 人 訪問実施 100% 延べ人数 136 人	保健師、助産師が訪問し、母子の健康管理と育児相談、子育て支援事業の情報提供等を行っています。 特に出産直後は育児不安が強いことから早期訪問の実施に努め、産後うつを予防し、安心して育児ができるよう支援します。 今後も継続して実施します。	元氣わくわく健康課
⑩ 未熟児等訪問指導事業	訪問数 17 人	体重が 2,500 グラム未満又は身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんを対象に家庭訪問し、成長発達、栄養、環境整備等について、必要な支援を行っています。 今後も継続して実施します。	元氣わくわく健康課
⑪ 養育支援訪問事業 （専門的相談、産後ホームヘルプサービス）	訪問実数 16 人 うち産後ホームヘルプサービス者 1 人	母子保健事業等や関係機関からの連絡等により、養育支援が必要であると判断された家庭に、保健師・助産師・ホームヘルパーが訪問し、適切な養育が行われるよう専門的支援を行っています。 今後も継続して実施します。	元氣わくわく健康課
⑫ 産後ケア事業	通所型：延べ 2 件 訪問型：0 件	【拡充】 体調不良や育児不安が強く、周囲から十分な支援が受けられない産婦が安心して子育てできるように、出産後概ね 4 か月まで、産後の生活指導、授乳・育児のサポートを行っています。 令和 2 年度から新たに宿泊型を実施します。	元氣わくわく健康課

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
⑬出産祝い品支給事業	贈呈件数 119 件	出産後2か月ごろに、地区担当保健師が訪問し、出産祝い品(名前入りオリジナルバスタオル)を贈呈しています。 今後も継続して贈呈を行います。	結婚・子育て 応援課
⑭子どもノート の配布		令和元年度から、子どもの成長、発達について体のメカニズムから学ぶことができる「子どもノート」を配布しています。 今後も配布を継続し、情報に振り回されることなく、一歩先の見通しを持って、子どもの成長を楽しみに育児することを支援します。	元気わくわく 健康課
⑮乳児家庭全戸 訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	対象者 118 人 訪問実数 118 人 訪問率 100%	新生児訪問に引き続き、出産後3か月ごろに保健師又は助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、お子さんの成長や養育環境の把握を行っています。 また、必要に応じて、保健指導やアドバイス等を行っており、今後も訪問事業を継続し、産後の支援の充実に努めます。	元気わくわく 健康課
⑯ママのこころ の相談会		令和元年度から、産後の心と身体の不調について、臨床心理士が相談を受ける「ママのこころの相談会」を実施しています。 今後も継続して実施し、産後ケア体制の充実に努めます。	元気わくわく 健康課
⑰育児相談・離乳 食相談事業	定期(月1回) 実施回数 12/年 参加延べ人員 256 人	保健師による育児相談と、歯科衛生士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士による各専門職の指導を実施しています。 また、離乳食相談は、管理栄養士が個々の離乳食の進行にあわせた相談を実施しています。 今後も、保護者ニーズに合わせた育児相談の充実に努めます。	元気わくわく 健康課
⑱親子のびのび 教室	開催回数 5 回 参加人数 延べ 38 組	育児困難を抱える、1歳6か月児から4歳未満児の親子を対象に、ペアレントプログラムをもとに、子どもへのかかわり方や子育てのコツ等を学ぶ、「親子のびのび教室」を開催しています。 今後も充実した教室の開催に努めます。	元気わくわく 健康課

(2) 母子保健におけるフォローアップ体制の充実

妊産婦・乳幼児への継続した健診、相談、訪問等の支援を積極的に行うために、関係機関とも連携しながら支援体制の充実を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①ハイリスク児の継続訪問事業	13人	低出生体重児等のハイリスク児を対象に、退院後早期に保健師等が訪問し、母親へ育児指導を行っています。 今後も継続して実施します。	元気わくわく健康課
②乳幼児健康診査未受診者の把握及び受診勧奨	電話や訪問で把握及び勧奨	乳幼児健康診査の未受診児の保護者に対して受診勧奨や訪問を実施し、乳幼児の状況の把握を行い、健やかな成長を見守ります。 今後も、引き続き、訪問などを実施し、受診勧奨や未受診者の状況把握に努めます。	元気わくわく健康課
③健診後の事後フォロー事業	自宅訪問 0人 保育所訪問 62回	健診後、継続して観察が必要な乳幼児に対して、保護者との面談や育児相談、発達相談、保育所訪問を実施しています。 また、必要に応じ専門的な医療機関や相談機関への紹介を行っています。 今後も必要に応じて訪問などを実施し、継続した事後フォローに努めます。	元気わくわく健康課
④子育て支援ネットワーク会議	年1回	乳児家庭全戸訪問等の訪問事業により把握した支援を要する産婦と乳児について、新川厚生センター、医療機関や関係機関と協力して、対応を検討しています。 今後も、必要に応じてネットワーク会議を開催し、関係機関等と連携しながら、きめ細かな支援体制の充実に努めます。	元気わくわく健康課

(3) 地域における子育てネットワークの形成

地域における子育ての身近な相談相手である母子保健推進員の活動を促進するとともに、子育て支援センター事業の実施を通じて子育ての仲間づくりを支援し、地域における子育てネットワークの形成を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①母子保健推進員の活動事業	活動年間42回	子育ての身近な相談相手として活動するとともに、町の子育てに関する課題の検討や子育て支援事業の実施や協力を行っています。今後も、地域における母子保健推進員の活動を活発化し、地域全体が子育てに関心を持ち、協力できるような体制づくりを行います。	元気わくわく健康課
②子育て支援センター事業	延べ参加者 ・びよびよサークル 1,518人 ・わんわんサークル 1,314人 ・キッズイングリッシュ 648人 ・イクメンサークル 22人	子育て支援センター（児童センター内）では、親子が交流できる遊びや学びの場の提供、子育ての悩み相談や子育て情報の提供、子育てサークル活動の支援など、子育て家庭に対してさまざまな支援を行っています。今後も、効率的かつ効果的に事業を推進できるよう、職員体制や子育て支援事業の内容等のさらなる充実を図ります。	結婚・子育て応援課

(4) 子どもの事故防止のための啓発

乳幼児健診等の場を通じて、誤飲・転落・転倒・やけど等の子どもの事故防止のための啓発を行います。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①子どもの事故防止のための啓発事業	集団指導実施年間12回 参加者118人	4か月児健診時に、乳児死亡の原因となる事故の防止に向けた集団指導を行い、転落、水の事故等の環境に関することや、乳幼児揺さぶられ症候群等について情報提供を行っています。引き続き、乳幼児健診の場を活用した啓発事業に取り組み、乳幼児の事故防止に努めます。	元気わくわく健康課
②救急講習会の実施	小学校 9回 336人 中学校 6回 133人	万が一に備え、小・中学校で、保護者や学校教諭又は一部の生徒を対象に救急講習を実施しています。今後も継続的に緊急時における心肺蘇生やAED等の講習を実施します。	消防署

2. 減塩等の「食育」の推進

(1) 発達段階に応じた「食」に関する学習機会や情報の提供

乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行う「食育」を推進します。また、『小さいころから「減塩いいね!」』をスローガンに、減塩や適塩運動を実施し、幼いころからの定着を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①「減塩いいね!」プロジェクト	「プレママ教室」「産後ママ教室」「離乳食相談」において妊婦・産婦の食事や離乳食を指導	減塩意識の向上に向けた減塩・適塩運動を推進しています。 子どもの味覚は8歳ごろまでに決まるため、子育て中の保護者を対象に、減塩方法を伝授することで、子どものころからの減塩・適塩習慣の定着を図ります。	元気わくわく健康課
②母子健康手帳交付時の健康相談事業	転入者を含む124件	母子健康手帳交付時の健康相談事業においても、妊娠期の貧血予防や栄養バランス等の必要な情報提供を継続して行います。	元気わくわく健康課
③栄養指導事業	集団指導実施回数12回/年 参加者 118人	発達に応じた栄養摂取による健やかな成長を促進するため、乳児期の栄養指導を4か月児健診時にあわせて実施しています。 すべての保護者に適切な指導が行き渡るよう、4か月児健診の場を活用した栄養指導を継続して行います。	元気わくわく健康課
④離乳食相談事業	年12回実施 延べ参加者数152人	離乳食についての説明や相談を実施しています。 アレルギーなど、相談内容が多様化しているため、個別相談での対応を継続して行います。	元気わくわく健康課
⑤幼児健診時の栄養相談事業	年間36回 実施人員259人	乳児期から幼児期への移行がスムーズにできるよう、偏食や好き嫌い、飲み込み等の問題への対応について、きめ細かな支援を個別に行っています。 今後も、幼児健診時に栄養相談を継続して実施します。	元気わくわく健康課

(2)「食育」の実践

保育所・学校等で、栽培や収穫した食材を使った食事づくり等の体験活動や、保護者や子どもへの食育に関する情報提供を行うとともに、関係機関とも連携しながら支援体制の整備を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①食育教室等学習活動の充実	食育教室の参加者 3,972人	第3次食育推進計画に基づき、保育所、学校等で「早寝早起き朝ごはん」運動の推進をはじめ、児童・生徒や保護者等を対象とした食育教室の実施、給食での地場産食材の活用に取り組んでいます。 今後も、関係団体等と連携しながら継続して実施します。	教育委員会 事務局
②稲や野菜の栽培活動や食事づくり等の体験活動の推進	全保育所、全小中学校で実施	保育所、小中学校で稲や野菜等を栽培し、その収穫物を活用した地域交流活動や食事づくり体験活動等を実施しています。 食や農業に対する関心を高めるとともに、地域の人との交流を深めるため、今後も継続して実施します。	結婚・子育て 応援課 教育委員会 事務局
③保育所、学校調理員の研修事業	研修会 2回 定例調理師会 月1回	保育所の乳幼児や学校の児童・生徒に安全で安心な給食を提供するために、保育所、学校調理員の研修を定期的実施しています。 引き続き定期的開催し、安全で安心な給食の提供に努めます。	結婚・子育て 応援課 教育委員会 事務局
④食育運動の展開	広報掲載 14回 各種イベント参加	広報やケーブルテレビのほか、町内で開催されるイベント等で普及・啓発活動を行い、ライフステージに応じた食育を推進しています。 食育運動の積極的な展開を図るため、引き続き、情報発信に努めます。	教育委員会 事務局 元気わくわく健康課

3. 小児医療等の充実

(1) 小児医療等の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てるための基盤となる小児医療等の充実に取り組みます。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①予防接種事業	定期予防接種 (ヒブ、肺炎球菌、四種混合、B型肝炎、BCG、麻しん・風しん、日本脳炎、二種混合、水痘、子宮頸がん)	【拡充】 感染症予防のために予防接種を実施しています。令和2年度からは、子どもの急性胃腸炎を予防するロタウイルスワクチンを新たに定期接種の対象とし、感染症対策のさらなる充実を図ります。 また、保護者が予防接種の効果や受け方等を理解したうえで、適切に受けられるよう、乳幼児健康診査等で、積極的に情報を提供します。特に子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)については、最新の情報を提供することで、希望者が定期接種を受けることができるよう、接種機会の確保を図ります。 また、予防接種のスケジュール管理を簡単に行うことができる「にゅうにゅうアプリ」の利用促進を図ります。	元気わくわく健康課
②小児救急医療体制	黒部市民病院内に設置	各医療機関等の連携・協力により「新川医療圏小児急患センター」を開設しています。休日・夜間のけがや急患時も安心して医療が受けられるよう、今後も継続して実施します。	元気わくわく健康課
③乳児健康診査事業	一般健康診査(1回) 対象者 125人 受診実員 90人 受診率 72.0% 精密健康診査 20人	早期に異常等を発見し、適切な診察・指導を受けられるよう、生後1年未満の乳児を対象に健康診査を実施しています。 また、精密検査が必要な場合には、精密健診票を発行し、医療機関の受診につなげています。今後も継続して実施し、受診の推進に努めます。	元気わくわく健康課
④4か月児健康診査事業	対象者 121人 受診実員 118人 (未受診の3名は、里帰り先や医療機関で実施)	健診時の診察や相談により、発達障害や異常の早期発見に努めるとともに、保護者の育児不安の軽減を図ります。 今後も継続して実施し、受診の推進に努めます。	元気わくわく健康課
⑤1歳6か月児健康診査及び精密健康診査事業	対象者 128人 受診実員 128人 受診率 100% 発達相談 128人 心理相談 6人 精密健康診査 1人	乳児から幼児への移行期に、内科診察、歯科診察を行うことで、発達の状態を確認するとともに、病気の早期発見に努めています。 健診時には、運動発達や言語発達、栄養、歯科についての相談を実施し、保護者の育児不安の軽減を図ります。 病気等の早期発見を図るため、今後も継続して取り組みます。	元気わくわく健康課

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
⑥ 3歳児健康診 査及び精密健 康診査事業	対象者 138人 受診実員 138人 受診率 100% 発達相談 138人 心理相談 14人 精密健康診査 28人	内科診察、歯科診察により発達の状態を確認す とともに病気の早期発見に努めています。 また、運動発達や言語発達、社会性等の心理面 についても診断し、今後の健やかな成長を促す よう努めるとともに、視覚・聴覚検査の実施に より、視聴覚に係る病気の早期発見に努めてい ます。 病気等の早期発見を図るため、今後も継続して 取り組みます。	元気わくわく 健康課
⑦ フッ素塗布と 歯科健診事業	受診実員 延べ620人	むし歯の早期発見と予防のため、1歳6か月児 健診時から3歳児健診時まで、希望者に対し て6か月ごとに5回のフッ素塗布を実施して います。 また、歯科診察と歯科衛生士による歯磨き指導 を実施し、仕上げ磨きの指導や管理栄養士によ るおやつ指導を実施しています。 今後も継続して実施します。	元気わくわく 健康課

第3節 基本目標3 郷土愛あふれる教育で豊かな心を育む地域づくり

1. 次世代の親の育成

(1) 小学生・中学生の乳幼児ふれあい体験

小・中学生が、子どもや家庭の大切さ等を理解できるよう、保育所や児童センター等において体験事業を実施し、乳幼児とふれあう機会の提供に努めます。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①小学生・中学生の乳幼児ふれあい体験事業	乳幼児ふれあい体験 小・中学生夏休みボランティア体験 中学生 14歳の挑戦を実施	町内の小・中学生が、保育所等での職場体験やボランティア活動を通し、乳幼児とのふれあいを体験することにより、子育ての意義や大切さを学びます。 自分のライフプランを考える契機となっており、今後も継続して実施します。	結婚・子育て応援課 教育委員会事務局
②いのちの教室事業	入善中学校 90人 入善西中学校 98人	中学校2年生を対象に、乳児とのふれあい体験を通じて、命の大切さや思いやりの心を学び、母性、父性を醸成するいのちの教室事業を地域の協力で実施しています。 母性や父性を醸成する教室として、今後も継続して取り組みます。	元気わくわく健康課 教育委員会事務局

(2) 思春期保健対策の推進

関係機関と連携し、思春期における特有の問題や悩み等の相談に応じます。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①思春期保健対策の推進事業	随時対応 教育センター教育相談回数延べ 122人のうち 8件	思春期の児童・生徒及び保護者等に対して、教育センター等で、電話相談や面接相談等を実施するとともに、学校において、性に関する正しい知識の普及・啓発を推進しています。 児童生徒及び保護者等が気軽に相談できるよう、今後も、随時相談等を受け付けていきます。	教育委員会事務局 教育センター
②自殺予防対策の推進事業 (いのちの教室事業《再掲》)	入善中学校 90人 入善西中学校 98人	中学校2年生を対象に、乳児とのふれあいを体験する「いのちの教室(再掲)」を開催し、いのちの尊厳と父母への感謝の気持ち、自分を大切に思える気持ちを育む機会を設けています。 今後も引き続き実施し、思春期の自殺予防に努めます。	教育委員会事務局 元気わくわく健康課
③喫煙や薬物等に関する教育の推進事業	中学校 薬物乱用防止教室等 年1回実施	薬物や喫煙が及ぼす心身への悪影響等について正しい知識を身につけ、乱用防止の普及・啓発を図るため「薬物乱用防止教室」等を開催しています。 心身の健全な育成を図るため、今後も引き続き事業に取り組みます。	教育委員会事務局 教育センター

2. 学校教育環境の整備と充実

(1) 健やかな身体と豊かな心を育む教育の充実

健やかな身体を育むため、地域の人材を生かして、スポーツエキスパートを派遣し、学校におけるスポーツ環境の活性化に取り組みます。

また、児童・生徒の豊かな心を育むため、ボランティア体験や職場体験、異文化交流の促進を図るとともに、道徳教育の充実を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①スポーツエキスパートの派遣	全中学校実施 14部 14人 年24回/人	地域との連携のもと、運動部活動へのスポーツエキスパートの派遣を継続し、運動部活動の活性化を図ります。	教育委員会 事務局
②道徳教育の充実	授業をはじめボランティア活動、地域行事の参加等を通して道徳性を育成 入善西中学校において、人権教育研究推進事業実施	小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から道徳が教科化されました。 道徳の授業は、児童生徒の心を耕す貴重な時間で、正答がない課題でもあることから、体験活動等を基礎に、児童生徒と共に「考え・議論する」授業を展開しています。 児童・生徒が自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間としてよりよく生きるための基盤をつちかうことができるよう、引き続き、道徳教育の充実を図ります。	教育委員会 事務局
③「14歳の挑戦」事業	全中学校2年生実施 入善中学校 29事業所 88名 入善西中学校 31事業所 97名	中学校2年生を対象に、学校外で1週間、職場体験や福祉、ボランティア活動を行う、社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業を実施しており、地域の一員として、ともに生きる・働く喜びを味わうことができる貴重な体験活動となっています。 地域での職業体験を通じ、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考える活動となっていることから、協力事業所を確保しつつ、継続的に取り組みます。	教育委員会 事務局
④姉妹都市交流事業	■派遣 登米市 18人 フォレストグローブ市 10人 カンボジア王国 12人 ■受入 登米市 16人 カンボジア王国 6人	入善町と姉妹都市であるアメリカのフォレストグローブ市に毎年中高生を派遣しているほか、異文化理解教育基金を活用し、中学生のカンボジア王国への派遣と受け入れを行い、国際性豊かな人材育成に努めています。 また、国内姉妹都市である宮城県登米市とも相互に小中学生の派遣・受け入れを行い、交流を深めています。 今後も、国際社会にはばたく優れた人材の育成のため、子供たちの幅広い人間形成に役立てるため、魅力ある異文化交流・姉妹都市交流事業を継続して展開します。	教育委員会 事務局
⑤広島市平和記念式典派遣事業	日程 8月5日～7日 (2泊3日) 参加児童 小学6年生 12人	広島市で実施される平和記念式典に参加するとともに、併せて、平和記念資料館や原爆ドームを見学することにより、戦争の悲惨さを知ると同時に、平和の尊さ、平和を守る大切さを学ぶ機会となっています。 今後も継続して事業を実施します。	総務課

(2) きめ細かな教育の推進

いじめ・非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化するとともに、保育所から小学校への就学が円滑にできるよう、保育所と小学校との連携を強化するなど、きめ細かな教育を推進します。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①スクールカウンセラー等の配置事業	全小中学校配置	臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する専門家が派遣され、児童・生徒の不登校や校内・学内での種々の問題行動等の対応を図っています。 教員だけでは解決が難しい問題であっても、専門知識や経験が豊富なスクールカウンセラー等の支援で解決につながる事例も多く、その有用性を鑑み、配置時間の拡充に努めます。	教育委員会 事務局
②教育指導員の配置	2人 相談回数 延べ99回	専任の教育指導員を教育センターに配置し、計画的・継続的な指導を実施しています。 今後も適切な指導体制を継続的に整備し、学校現場や児童生徒・保護者のニーズに対応していきます。	教育委員会 事務局
③教育相談事業の充実	子どもと親の相談員 1人（教育センター配置） 相談回数 延べ122人 心の教室相談員 2人（中学校配置） 相談回数延べ 346人	児童・生徒の学習・進路・友人関係・心身の発育等の悩みを気軽に打ち明けられる場として、さまざまな形で相談事業を実施しています。 児童・生徒がよりよい学校生活を送ることができるよう、今後も継続して実施します。	教育委員会 事務局
④小学校との連携	幼・保・小ふれあい事業 全校区で実施	小学校区連絡会の実施や授業・保育の相互参観等を実施し、児童の円滑な就学を支援しています。 今後も合同学習や連絡会等を継続して実施していきます。	教育委員会 事務局

(3) 地域に開かれた学校教育の推進

学校において、児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域、関係機関とも連携しながら、安全見守り活動を継続的に行うとともに、地域に開かれた学校づくりに向けて、学校評議員制度の活用を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①学校安全パトロール隊活動の推進	全小学校区でパトロールの実施（7パトロール隊、隊員数 582人）	町内全6小学校で7つの学校安全パトロール隊が活動を展開しており、防犯・安全管理意識も定着しています。不審者等の犯罪の抑止効果も期待されることから、地域住民の協力を得ながら、継続して取り組みます。	教育委員会事務局
②学校評議員制度の活用	全小・中学校（各校5人）学期ごとに評議員会を開催（年3回）学校諸行事に参加	地域からの信頼に応えることができる、地域に開かれた学校づくりのため、地域住民の中から委嘱された学校評議員の意見を参考に、学校運営を行っています。引き続き、学校評議員制度を活用し、地域に開かれた学校づくりを推進します。	教育委員会事務局

3. 地域の文化や伝統を生かした教育の推進

(1) 家庭や地域における教育力の向上

各種団体との連携のもと、社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行い、家庭や地域における教育力の向上を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①家庭教育に関する学習機会等の充実	家庭教育支援事業講演会 150人	就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用して、講演会等を開催し、親の役割や家庭教育についての理解を深めています。 今後も、親学び推進リーダーや小中学校と連携し、家庭教育についての学習機会の充実を図ります。 また、各種団体等と連携し、父親と子どものふれあいを深める体験活動の促進や家庭教育に関する情報提供等を実施します。	教育委員会事務局
②おはなしの部屋の充実	(大型絵本・紙芝居の読み聞かせ) ■入善町立図書館内「おはなしぼっけ」 毎週土曜日 延べ 907人 ■2歳児歯科健診時 月1回 延べ 224人 ■児童センター子育てサークル 月1回 延べ 373人	図書館内だけでなく、2歳児検診や児童センターに出向き、大型絵本や紙芝居の読み聞かせを行う「おはなしの部屋」を実施しています。 今後は、子育てサロン等の地域に出向いて実施する機会を増やすなど、「おはなしの部屋」の充実に努めます。	図書館
③子育てサロン事業《再掲》	子育てサロン 4地区 月1回 延べ参加者数 1,045人	地区公民館を活用し、地域の皆さんによる子育て相談の実施や情報提供、遊びを通じた交流の場の提供を行っています。 少子化や保育所入所の低年齢化で参加者数が減少傾向にありますが、子育て家庭の孤立を防ぐだけでなく、地域住民同士の連携や世代間の交流につながっており、保護者と地域をつなぐ場として、今後も継続して実施します。	社会福祉協議会
④世代間交流の推進	各地区公民館まつり 合計 2,980人	地域の特性を生かした、子育て支援を実施している各種団体等のさまざまな活動に対する支援を実施しています。 特に、各地区で行われる公民館まつりの参加者が年々増加していることから、世代間交流の推進を図るため、事業内容等を工夫して開催し、子育て世帯の参加を促進します。	教育委員会事務局

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
⑤福祉教育サポーターの養成・確保	福祉教育サポーター 27名 福祉教育サポーターフォローアップ講座 1回	学校をはじめ、地域のさまざまな団体、機関が連携し、同じ地域に住む子どもから大人まで、住民一人ひとりが、その地域への関心を高めることができるよう、福祉教育を推進する「福祉教育サポーター」の養成・確保に努めています。今後も引き続き、福祉教育サポーターの育成・確保に努め、福祉教育の推進を図ります。	教育委員会 事務局 社会福祉協議会

(2) たくましく生きる力の育成

たくましく生きる力の基礎となる子どもたちの体力づくりに資するため、スポーツ指導者の育成を図るなど、地域におけるスポーツ環境の充実を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①スポーツ指導者の育成	団員対象 教室1回 (スポーツ少年団主催) 町内小中学校の教職員対象 講習会1回 (スポーツ指導者育成事業)	スポーツ指導者の育成のため、スポーツ少年団員を対象にしたスポーツ教室や指導者を対象とした講習会を実施しています。今後は、町立小中学校へ通学する児童生徒の保護者や部活動顧問向けの講習会を充実させるなど、引き続き、スポーツ指導者の育成・確保と資質向上に努めます。	教育委員会 事務局
②幼児を対象としたスポーツ教室の実施	各施設 年間3回巡回指導 保育所9施設、 幼稚園1施設 延べ30回実施	児童が、遊びを通してスポーツへの関心を高めることにより、生涯にわたってスポーツを楽しむ習慣や能力を培うことができるよう、幼児を対象とした運動遊びの指導を行うスポーツ教室を、保育所等の巡回により実施しています。今後は、参加した保育士や保護者等が学んだことを、主体的に子どもたちの運動や遊びに生かすことができる取組みになるよう、内容などを見直し、継続して実施します。	教育委員会 事務局

第4節 基本目標4 仕事と子育ての調和が実現できる地域づくり

1. 仕事と子育ての両立支援

(1) 仕事と子育ての両立のための保育サービス等の充実

仕事と子育ての両立を支援するために、放課後児童クラブ（学童保育）への児童の受入体制の整備やファミリー・サポート・センターの充実を図るとともに、保育所における延長保育、乳児保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供に努めます。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①放課後児童クラブ（学童保育）、ファミリー・サポート・センターの充実	放課後児童クラブ（学童保育）数 6か所 ファミリー・サポート・センター数 1か所	仕事と子育ての両立を支援するため、ニーズに応じて、拡充を検討しながら、放課後児童クラブ（学童保育）やファミリー・サポート・センターの充実に努めます。	結婚・子育て 応援課
②保育所の受入体制の構築 《再掲》	入所児童数 725人 入所待機児童数 0人	就労等の理由により家庭で保育できない就学前の子どもを保育施設で預かっています。年々高まる保育ニーズに的確に対応できるよう、今後も受入体制の構築に努めます。	結婚・子育て 応援課
③保育施設の整備事業 《再掲》	飯野統合保育所（仮称）の建設に着手 保育施設の維持管理	1小学校下1保育所を基本に、保育所の統合整備を進めており、飯野統合保育所（仮称）の整備に引き続き、残る桃李小学校下における保育所の統合に向け、関係団体との調整等の建設準備を促進します。また、既存の保育施設の維持管理に努めます。	結婚・子育て 応援課
④延長保育事業 《再掲》	施設数 8か所 延べ利用児童数 1,728人	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行っています。引き続き、全保育所で19:00までの延長保育を実施し、保育ニーズに応えていきます。	結婚・子育て 応援課
⑤乳児保育事業 《再掲》	施設数 8か所 利用児童数 67人	全保育所で0歳児保育を実施しています。低年齢からの入所が増加しており、保育士の確保に努めながら、今後も保育ニーズに応えていきます。	結婚・子育て 応援課
⑥休日保育事業 《再掲》	施設数 1か所 延べ利用児童数 157人	保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日に保育を行っています。引き続き、にゅうぜん保育所を中核施設として実施し、保育ニーズに応えていきます。	結婚・子育て 応援課
⑦病児・病後児保育事業 《再掲》	施設数 1か所 延べ利用者数 385人	病気あるいは病気の回復期にあり、集団での保育が困難な乳幼児や児童を一時的に預かる保育事業です。町内では、嶋田医院「暖家」が実施しています。 感染症の流行により増減があるものの、一定量の利用が見込まれるため、「暖家」への運営支援を継続し、病児・病後児保育サービスの確保に努めます。	結婚・子育て 応援課

2. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 父親の子育てへの参画促進

父親が子育てに参画するきっかけとなる事業を実施しながら、子育てへの父親の参画を促進します。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①父親の子育て参画の促進	男女共同参画フォーラム 400人 地域会議（各地区研修会）参加者 401人	男女共同参画を推進するフォーラムの開催や地域推進会議等の啓発活動を展開しています。また、20人の男女共同参画推進員による父親の子育て参画の意識啓発に取り組んでいます。女性の社会進出が進む中、父親の子育て参画は必須であることから、今後も、男女共同参画フォーラムや男女共同参画推進員による地道な啓発活動を継続して実施していきます。	教育委員会事務局
②パパとママの育児教室事業《再掲》	年6回開催 受講者 54人	父親の育児参加を促し、夫婦が互いに協力して育児ができるよう、妊婦と夫又はその家族を対象に育児教室を実施しています。夫婦や家族が互いに協力して育児を行うことができるよう、今後も継続して実施します。	元気わくわく健康課

(2) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

仕事をしながら子どもとの時間を確保するには、企業における制度の充実や職場における理解と協力が重要です。そのため、企業及び住民に対して、仕事と生活の調和の啓発と、制度の周知に努めます。

また、国・県・関係団体と連携し、育児休業の取得促進や長時間労働の削減等の普及啓発に努めます。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①両立支援制度等の定着の促進	随時	企業における制度の充実や、職場における理解と協力のため、国・県と連携しながら、企業及び住民に対して制度の周知と啓発の取組みを継続します。	キラキラ商工観光課

第5節 基本目標5 安全・安心な環境で子育てできる地域づくり

1. 交通安全・防犯活動の推進

(1) 交通安全対策の充実

子どもや保護者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①保育所での交通安全教室	交通安全教室 月1回程度実施 (8保育所)	全保育所で交通安全教室を月1回実施しています。 また、自動車学校において、保育所児童と祖父母がペアとなって、安全な通行や横断方法を学ぶ、体験型交通安全教室を実施しています。 定期的に交通安全教室を開催することで、引き続き、交通安全に対する意識啓発を行います。	結婚・子育て 応援課 総務課 黒東交通安全 協会
②新入学児童交通安全教室	年1回実施	関係者・関係機関と協力し、全小学校で新入学児童交通安全教室を実施しています。 新入生の交通安全意識の高揚につながっており、警察等の関係機関の協力を得ながら継続して取り組みます。	教育委員会 事務局
③小学生交通安全教室	年1回実施	関係者・関係機関と協力し、全小学校で小学生交通安全教室を実施しています。 児童の交通安全意識の高揚につながっており、警察等の関係機関の協力を得ながら継続して取り組みます。	教育委員会 事務局
④小学生自転車教室	年1回実施	関係者・関係機関と協力し、全小学校で小学生自転車教室を実施しています。 自転車の安全な乗り方など、交通安全意識の高揚につながっており、自転車の交通事故防止のため、警察等の関係機関の協力を得ながら継続して取り組みます。	教育委員会 事務局
⑤交通安全街頭指導事業	全小・中学校で交通安全県民の日 (毎月1日・15日) 交通安全運動 (春・夏・秋・年末の各10日間)	交通安全関係機関や団体、教職員による日々の活動とともに、通学時間帯における主要交差点等で、交通安全県民の日(毎月1日・15日)と交通安全運動期間に交通安全街頭指導を実施しています。 児童生徒の安全に対する注意喚起につながっており、関係機関と連携しながら継続して取り組みます。	総務課 教育委員会 事務局 黒東交通安全 協会

(2) 防犯対策の充実

防犯等に関する情報提供をはじめ、子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯ブザーの配布や関係機関・団体との情報交換等を積極的に行います。

また、学校周辺や通学路等におけるPTA等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。さらに、子どもが不審者に遭遇したときなどの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯活動を支援します。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①黒東安全ニュースの発行	年間4回発行	犯罪抑止の啓発、防止策についての情報提供を行っています。 今後も地域の防犯意識の高揚を図るため継続して取り組みます。	黒東防犯協会 入善警察署
②防犯ブザーの配布事業	小学校1年生 全168人	子どもたちを犯罪被害から守るため、小学校1年生に防犯ブザーを配付しています。 今後も継続して実施します。	教育委員会 事務局
③少年補導センター研修会の開催事業	研修会 年1回実施	少年補導センター補導員の資質向上のため、青少年育成町民会議と協力し、現職の警察補導員による講演会を実施しています。 今後も継続して実施します。	教育委員会 事務局 教育センター
④防犯パトロール隊活動の推進事業	地区防犯パトロール 年間延べ1,200回以上実施	町内全地区(10地区)で、防犯パトロール隊を設置し、防犯活動を実施しています。 登下校時にあわせてパトロールを行うことで、不審者等の犯罪の抑止効果も期待されることから、地域住民の協力を得ながら、継続して取り組みます。	総務課
⑤学校安全パトロール隊活動の推進《再掲》	全小学校区でパトロールの実施 (7パトロール隊、隊員数582人)	町内全6小学校で7つの学校安全パトロール隊が活動を展開しており、防犯・安全管理意識も定着しています。 不審者等の犯罪の抑止効果も期待されることから、地域住民の協力を得ながら、継続して取り組みます。	教育委員会 事務局
⑥「子ども110番の家」活動への支援	全小学校に設置 139か所	安心して登下校するために、児童が不審者に遭遇したときなどに緊急避難する「子ども110番の家」の拡充を行っています。 地域の皆さんと子どもたちの顔つなぎの機会となることから、「子ども110番の家」の設置について、継続して取り組みます。	教育委員会 事務局
⑦災害・不審者等の情報配信サービス事業	全小・中学校で実施	災害や不審者等の情報について、登録された保護者や各関係機関にメールで情報を提供しています。 引き続き保護者に登録を促し、迅速でこまやかな情報発信に努め、児童生徒の安全確保の充実を図ります。	教育委員会 事務局

(3) 子どもたちを有害環境から守るための取組み

関係機関・団体や青少年育成町民会議、PTAとの連携・協力のもと、インターネット等の利用により、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、情報モラル教育の取組みを推進するとともに、講演会等を開催し、学校教諭や補導員の指導力の強化に努めます。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①巡回補導の実施	街頭巡回回数 13回 補導員数 27人	児童・生徒の安全・安心を確保し、非行防止や健全育成を目的に、関係機関や青少年育成町民会議、PTAと連携・協力し、夏休みや祭礼時等における街頭巡回を実施しています。 今後も引き続き実施し、児童生徒の健全育成に努めます。	教育委員会 事務局 教育センター
②有害環境対策の推進事業	指導者等への研修会開催 全体研修 年1回	スマートフォンやインターネット等からの有害情報により、犯罪等に巻き込まれないよう児童・生徒へ情報モラル教育の取組みを推進しています。 また、学校教諭や補導員の研修会等を開催し、インターネット等を適切で安全に利用できるよう、正しい知識の普及を行っています。 その他、条例で規制対象となっている店舗に対する立入調査を行うなど、青少年を取り巻く有害環境への適切な対応を行っています。 今後も継続して有害環境対策に取り組み、児童生徒の健全育成に努めます。	教育委員会 事務局 教育センター

2. 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 安全で居心地のよい公園等の整備と充実

子どもや親子が安全に安心して利用できる公園や道路等の環境整備を図ります。

また、親子が雨や雪の日でも一緒に身体を動かして遊ぶことができる屋内多目的施設の建設整備を推進します。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①公園の清掃、遊具等の整備事業	管理公園40施設の清掃、管理 中央公園再編整備に向けた計画の策定	町が管理する公園の清掃、遊具の整備等を計画的に実施しています。 また、親子連れ等の公園利用者の安全と利便性向上に配慮した中央公園の再整備を進めています。 今後も子どもや親子連れが公園等を安心して利用できるよう、引き続き、公園等の環境整備に努めます。	住まい・まちづくり課
②屋内多目的施設整備事業		【新規】 雨や雪の日でも親子で一緒に体を動かして遊ぶことができるよう、屋内多目的施設の建設整備を推進します。	教育委員会事務局 住まい・まちづくり課
③防犯灯設置補助事業	新設 44件 改修 158件 移設 6件	地区防犯関係者等が設置するLED防犯灯への設置補助を行っています。 通学路の安全性の確保や犯罪抑止効果が見込まれるため、今後も継続して実施します。	総務課
④防犯カメラ設置事業	H27～H29整備 設置数 28台	子どもを狙った不審者等への対策として、通学路等に防犯カメラを設置しています。 今後も継続して防犯カメラの維持管理に努めます。	総務課

(2) 安全な道路環境の整備

道路や歩道の改修を行い、安全な道路環境の整備を推進します。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①道路環境の整備事業	随時点検の実施、道路環境の整備 通学路交通安全プログラムの策定	道路や歩道の改修をはじめ、消融雪設備の整備、交通標識や防護柵、カーブミラー等の修繕を行っています。 今後も自動車や歩行者の安全確保、道路環境の向上に向けて整備を進めます。	建設課

(3) 公共施設等の子育てバリアフリー化の推進

段差を解消するなど、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①公共施設等のバリアフリー化等整備事業	H26～H30 バリアフリー化対応施設数 ・ 保育所 2 ・ 公民館 2 ・ 公園 1 ・ その他 2	公共施設の新設、改築時のほか、バリアフリー化等への改善を行っています。 今後も子ども連れにも利用しやすい環境の整備に取り組み、やさしい施設整備の促進を図ります。	住まい・まちづくり課

3. 要保護・要支援児童等へのきめ細かな対応

(1) 児童虐待の防止及び対応強化のための取組みの推進

児童虐待等の問題に対応するため、関係行政機関等との連携を強化し、情報共有に努め、早期に適切な対策を講じることができる体制を整えます。

また、児童虐待の未然防止に資するには、保護者の育児不安の軽減を図ることが有効であることから、専門職による育児相談や訪問支援を充実します。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①要保護児童対策地域協議会	代表者会議 年1回 ケース検討会議 30回 随時対応	児童虐待から子どもを守るため、各関係機関の責任者や担当者等が集まり、連携を強化し、相互に要保護児童等の状況把握、問題点の確認、経過や対応について情報を共有して、解決に向け取り組んでいます。 児童虐待が深刻な社会問題となり、要保護児童が増加しているため、今後も引き続き関係機関と連携し、児童虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。	結婚・子育て 応援課 保険福祉課 教育委員会 事務局 元氣わくわく 健康課
②養育支援訪問事業 (専門的相談、産後ホームヘルプサービス) 《再掲》	訪問実数16人 うち産後ホームヘルプサービス者1人	母子保健事業等や関係機関からの連絡等により、養育支援が必要であると判断された家庭に、保健師・助産師・ホームヘルパーが訪問し、適切な養育が行われるよう専門的支援を行っています。 今後も継続して実施します。	元氣わくわく 健康課
③臨床心理士による個別相談事業	育児相談 (年6回) 心理相談員による個別相談 1歳6か月児健診 (年12回) 3歳児健診 (年12回)	保護者の育児不安や育児への負担感を軽減することで、児童虐待の未然防止を図るため、健診時に希望すれば臨床心理士による育児相談を個別に受けることができる体制を整えています。 今後も個別相談事業の充実に努め、育児不安の軽減を図ることで、楽しく子育てができるよう支援します。	元氣わくわく 健康課
④各種子育て相談事業	育児相談 子育て相談 教育相談	保健センター、子育て支援センターや各保育所で、母親の育児不安や子育ての問題についての相談を受けています。 今後も母親の産後うつや児童虐待の早期発見のため、相談機能の強化と支援サービスの充実に努め、継続して実施します。	結婚・子育て 応援課 元氣わくわく 健康課

(2) 子どもの貧困対策のための取組みの推進

生活保護及び生活保護に準ずる世帯の児童・生徒に対する助成を行うとともに、子育て等の日常的な生活や、就業、養育等に関する支援について、ひとり親家庭等の現状を把握し、関係機関とも連携しながら、総合的に実施します。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①要・準要保護児童・生徒に対する助成事業	対象件数 111件	生活保護及び生活保護に準ずる世帯の児童・生徒に対して助成を実施しています。 事業の趣旨を鑑み今後も適切に助成を行い、児童生徒が経済面での不安を感じることなく、安心して、学校生活を送ることができるように努めます。	教育委員会 事務局
②児童扶養手当支給事業	全額支給 63人 一部支給 72人 全部停止 32人 計167人	ひとり親家庭や、父親又は母親に重度の心身障がいのある家庭等の児童の養育者に手当を支給しています。 今後も国・県と連携しながら、継続して実施します。	結婚・子育て 応援課
③ひとり親家庭等医療費助成事業	対象者数 360人	ひとり親家庭等の父又は母とその児童に医療費の助成を行っています。 ひとり親家庭等の経済的負担軽減や健康増進のため、今後も継続して実施します。	保険福祉課
④就労自立促進事業	対象者 7名	児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じて公共職業安定所等とともに自立(就労)に向けた支援を行っています。 今後も、公共職業安定所等と連携しながら、継続して取り組みます。	結婚・子育て 応援課
⑤ひとり親家庭等子育て支援事業	ひとり親家庭等子育て応援券の支給 191人(児童1人当たり1万円分) 学童保育の負担金免除 延べ296人 病児・病後児保育利用料の助成 利用件数11件 ファミリー・サポート・センター利用券の交付 9世帯	ひとり親家庭等に対する、さまざまな経済的支援を行い、産み育てやすい環境の整備を図っています。 ひとり親家庭等の自立を支援するため、今後も継続して実施します。	結婚・子育て 応援課

4. 障がい児支援の充実

(1) 早期発見・早期対応のための取組みの推進

障がいの早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査の受診後のフォローを適切に行い、乳幼児とその保護者を継続的に支援します。

また、保護者や保育所職員などが、発達障害やその特性のある子どもへの対応を適切に行うことができるよう、巡回支援専門員整備事業の充実に努めます。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①乳幼児健康診査事後フォロー	厚生センター等相談 幼児延べ16件	乳幼児健診後の事後フォローとして、医療機関への紹介や新川厚生センターでの発達相談への紹介を行い、個々の乳幼児を継続的に支援しています。 障がいの早期発見と早期対応を図るため、今後も継続して取り組みます。	元氣わくわく健康課
②巡回支援専門員整備事業	各保育所（8か所）巡回 年5回実施 幼稚園（1か所） 年2回実施	【拡充】 発達障害等に関する知識を有する専門員（作業療法士、相談支援専門員、保健師）が保育所を巡回訪問し、保育所職員に気になる子どもへの対応方法等について助言を行っています。 令和2年度からは、新たに、保護者を対象に、専門員による予約制の個別相談を実施し、保護者支援の充実に努めます。	元氣わくわく健康課 保険福祉課 結婚・子育て応援課

(2) 適切な医療・福祉サービスの充実及び教育・保育の支援体制の整備

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるように、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療や医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備など、総合的な取組みを推進します。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①特別児童扶養手当支給事業	対象者 1級16人 2級11人	在宅の中度以上の障がいを有する児童の養育者へ手当を支給しています。 引き続き、事業の実施主体である国と連携し、適正な事務処理に努め、支給を行います。	保険福祉課
②福祉タクシー・ガソリン共通利用券助成事業	対象者 13人	在宅の重度障がい者の社会参加促進のためタクシーやガソリン代金の一部を助成しています。 今後も対象者への助成制度の周知に努め、継続して支給を行います。	保険福祉課
③有料道路及び公共交通機関等の料金割引事業	対象者 13人 (有料道路割引)	有料道路や公共交通機関の利用料に対して割引を実施しています。 引き続き、事業の実施主体である道路株式会社と連携し、適正な事務処理に努めます。	保険福祉課

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
④通園・通学費助成事業	対象者 23人	児童通園施設や特別支援学校に通園・通学している児童の保護者に対して通園・通学費の一部助成を実施しています。 今後も新規対象者の把握と助成制度の周知に努め、継続して助成を行います。	保険福祉課
⑤日常生活用具給付事業	対象件数 37件	重度の在宅障がい者が自立した生活をするために必要な用具を給付しています。 今後も保護者の相談に応じるとともに、事業の周知に努め、継続して給付を行います。	保険福祉課
⑥補装具給付事業	対象者 4人	身体の障がいがある部分を補うために必要な用具を給付しています。 今後も保護者の相談に応じるとともに、事業の周知に努め、継続して給付を行います。	保険福祉課
⑦在宅重度障害者住宅改善費補助事業	対象者 0人	障がい者の安全性又は利便性に配慮した住宅改善に対し、費用の一部を補助しています。 今後も事業の周知に努め、継続して実施します。	保険福祉課
⑧障害児福祉手当支給事業	対象者 1人	重度障害児に対して、負担軽減の一助として手当を支給しています。 今後も制度の周知を図るとともに、児童が成人する際には、特別障害者手当の受給請求を促すなど切れ目のない支援に努めます。	保険福祉課
⑨障がい児の育成医療費給付事業	対象者 5人	障がい児の健全な育成を図るため、対象者に必要な医療費の給付を実施しています。 今後も保護者や医療機関からの相談に応じて、適切な医療費給付に努めます。	保険福祉課
⑩短期入所事業	対象者 0人	介護者が、病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設において、入浴、排泄、食事の介護等を実施しています。 今後も提供事業所と連携し、継続して実施します。	保険福祉課
⑪居宅介護事業	対象者 0人	居宅において、入浴、排泄等の介護、調理、洗濯等の家事、生活全般に関する相談や助言等の援助を行っています。 今後も必要な支援を受けることができるよう、継続して実施します。	保険福祉課
⑫日中一時支援事業	対象者 3人	介護者が冠婚葬祭や病気等で一時的に介護できない場合に、施設において日中の預かりを実施しています。 今後も引き続き実施します。	保険福祉課
⑬放課後等デイサービス事業	対象者 20人	放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、障がい児の自立を促すとともに、放課後等の居場所づくりに取り組んでいます。 利用者が増えてきており、より多くの児童が利用できるよう提供事業所とも調整を図り、引き続き実施します。	保険福祉課

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
⑭人工内耳用電池購入費補助事業	対象者 1人	人工内耳の装用者を対象に、人工内耳用電池の購入のために要した費用に対する助成をしています。 今後も保護者からの申請に基づき、引き続き、補助を行います。	保険福祉課
⑮児童発達支援事業	対象者 5人	障がいのある就学前の児童に、日常における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練等を行っています。 看護師の配置をしたことにより、医療行為が必要な児童についての支援が可能になった施設があり、今後も、より多くの児童が利用できるように、施設と連携し、引き続き、支援を行います。	保険福祉課
⑯保育所等訪問支援事業	対象者 7人	障がい児施設で指導経験のある児童指導員等が、保育所等を訪問し、障がい児や保育士等に対して障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行っています。 利用者が増えてきており、より多くの方が利用できるよう提供事業所とも調整し、引き続き実施します。	保険福祉課
⑰障害児相談支援事業	対象者 16人	障がい児の状況や環境にあわせたサービスを提供するための利用計画の作成を行い、また一定期間ごとに計画の見直し等の支援を行っています。 障がいの内容・程度の幅が広がってきていますが、各々に必要なサービスが提供出来るよう提供事業所と協力しながら、適切なサービスの提供ができるよう、引き続き実施します。	保険福祉課
⑱にこにこ相談事業	年9回実施	子どもの発達、行動等の子育てや学習についての相談のほか、就労、就学についても、保健、福祉、教育の各分野の専門家による地区相談会を月1回実施しています。 現在の相談会開催回数を継続しながら相談会の周知活動にも注力し、今後も専門性が高く適切な指導を行うことができる相談の場であり続けるよう努めていきます。	教育委員会事務局 元気わくわく健康課
⑲心身障害児就学指導委員会の開催	年1回開催	就学や進学を控える児童の特別支援学校への就学や小学校、中学校における特別支援学級の開級について、医療や特別支援教育の専門家等による協議を行い、心身障がい児の就学について指導を行っています。 児童生徒の学びの場について協議する、大変重要で責任のある委員会であることから、今後も関係機関の協力のもと、適切な指導ができるよう努めていきます。	教育委員会事務局
⑳特別支援教育に対する助成事業	対象者 35人	小・中学校特別支援学級在籍の児童・生徒に対して学用品、給食費等の助成を実施しています。 今後も適切に助成を行い、児童生徒が経済面での不安を感じることなく学校生活を送ることができるように努めます。	教育委員会事務局

(3) 特別のニーズがある子どもに対する適切な支援

教育等を受けるにあたり特別な配慮等が必要な子どもについて適切な支援を行います。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①ことばの教室	ことばの教室の設置	軽度の言語障がい又は言葉の習得に不安がある幼児や児童・生徒を対象に、言語機能の発達や言葉の習得の支援を実施しています。幼児の特性や家庭環境が複雑化し外国人も増加する状況の中で、今後も言語指導にかかる専門知識の習得に努め、早期からの継続的かつ効果的な指導を行います。	教育委員会 事務局
②スタディ・メイト配置事業	全小学校にスタディ・メイトの配置	通常の学級に在籍する学習障害等の児童に対して学校生活や学習上の支援を行うスタディ・メイトを全小学校に配置しています。事業の趣旨と効果を鑑み、研修等でスタディ・メイトの指導力を高め、今後もたくさんの児童に対し適切な支援を行います。	教育委員会 事務局

(4) 保育所等における障がい児の受け入れ

保育所等において、集団での保育が可能な障がい児の受け入れを推進するとともに、適切で安全な保育サービスを提供するため、各種の子育て支援事業の連携を図ります。

施策・事業	平成30年度実績	事業の概要・方針等	担当課等
①障害児保育事業	対象施設数 6か所 対象者 10人	集団保育が可能な障がい児について全保育所で障がい児保育を実施しています。気になる児童が増加していることから、保健センターとの連携や訪問指導を活用し、引き続き適切な保育に努めます。	結婚・子育て 応援課 元気わくわく 健康課

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策及び事業は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画等の広範囲にわたっており、庁内の各課や関係機関が実施主体となっています。このため、子育て支援担当課を中心に、多様な実施主体との連携を強化し、総合的な計画の推進を図ります。

(2) 国・県等との連携

本計画に位置づけている施策・事業は、町単独で実施できるもののほか、国・県・近隣市町村との連携により、広域で実施していくべき事業についても含まれます。

また、社会状況が変化していく中、国・県が進める施策との整合性を図っていく必要があるため、計画の推進にあたっては、国・県や近隣市町村との連携強化に努めます。

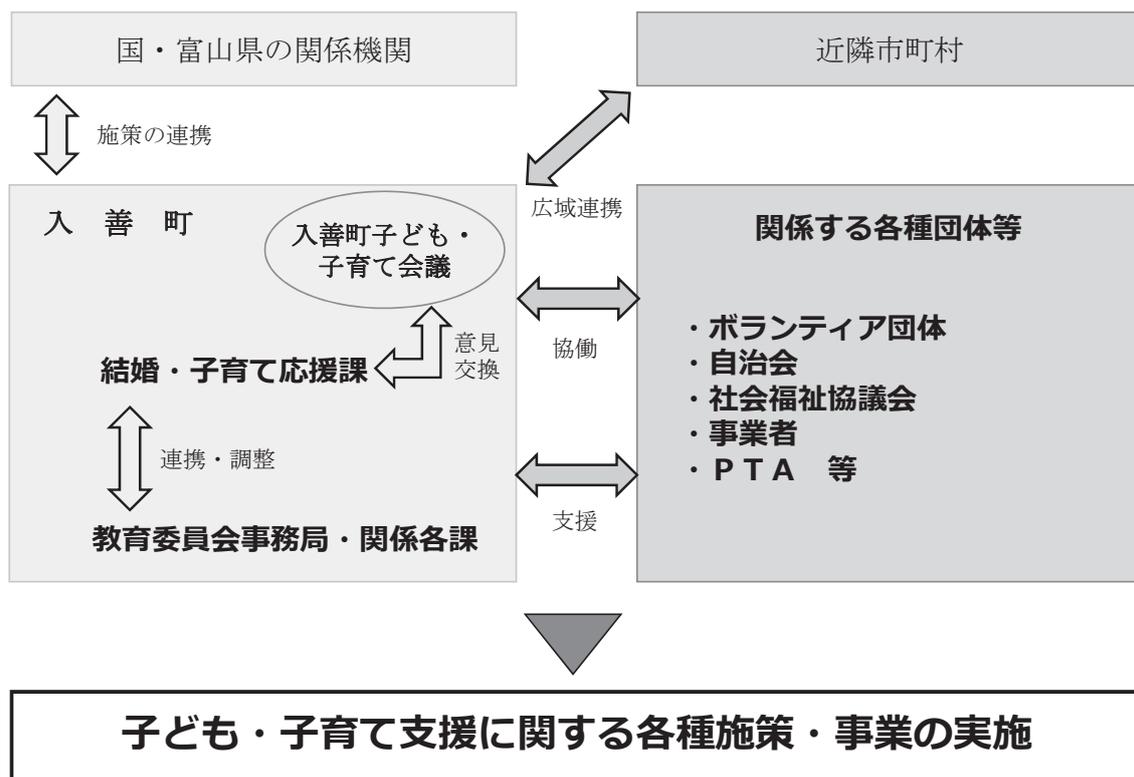
(3) 住民への計画の周知と相談体制の確立

本計画の推進にあたっては、家庭や地域をはじめ、事業所、関係団体等の協力体制を確立していくことが重要であることから、行政による子育て支援施策・事業の推進とあわせて、計画の理念や子育て支援策の具体的な内容の周知を図ります。

また、住民からの相談に的確に応じることができるよう、子ども・子育て支援に係る関係各課の連携強化を図るとともに、保育施設や関係機関等との情報共有を積極的に行います。

2. 計画の進行管理

計画の適切な進捗管理を図るため、年度ごとに施策の進捗状況やサービスの利用状況等の把握を行い、計画が定める量の見込みが大きく変動する場合には、必要に応じて計画の一部見直しを行います。



1. 計画策定について

(1) 入善町子ども・子育て会議設置要綱

入善町子ども・子育て会議設置要綱

平成25年12月2日

入善町告示第58号

改正 平成27年3月20日告示第22号

(目的及び設置)

第1条 子ども・保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者から広く意見を聴取し、子どもや子育て家庭の状況及びニーズに即した子ども・子育て支援施策を実施するため、入善町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入善町子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況に関すること。
- (4) 入善町次世代育成支援行動計画の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織及び委員の任期)

第3条 会議の委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・保護者
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者及び学識経験者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 会議及び検討部会の庶務は、結婚・子育て応援課において処理する。

(平27告示22・一部改正)

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(召集の特例)

- 2 最初に召集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

附 則(平成27年3月20日告示第22号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 入善町子ども・子育て会議

■入善町子ども・子育て会議委員

区分	関係団体等	氏名	備考
子どもの保護者	芦崎保育所保護者会会長	杉本 美香	
	児童館運営委員会	道又 裕子	
保健・医療関係	新川厚生センター所長	大江 浩	
	入善町医師会代表	小倉 秀美	
	入善町母子保健推進連絡協議会会長	野口 陽子	副会長
教育関係	入善町小学校校長会代表	鍋谷 義継	
	入善町PTA連絡協議会会長	田中 吉春	
福祉関係	入善町社会福祉協議会	大角 明	
	入善町民生児童委員協議会主任児童委員	寺林 章夫	
	入善町保育士会代表	今井 絵理子	
地域活動団体	入善町区長連絡協議会会長	平澤 優	
	入善町公民館連絡協議会会長	吉崎 嗣憲	
事業主関係	入善町商工会会長	藤井 開	
議 会	総務常任委員長	田中 伸一	
町	副町長	梅津 將敬	会長
計	15 名		

※令和2年2月20日現在

■入善町子ども・子育て会議事務局

事務局	結婚・子育て応援課	清田参事	庶務担当
		西島主幹	
		飯作係長	
		上田係長	
		宝田主事	
		若林主事	
	保険福祉課	真岩課長	関係部署
		腰本係長	
	元気わくわく健康課	福澤課長	
		竹島課長代理	
	教育委員会事務局	板倉局長	
		野村主幹	
腰本主幹			

(3) 計画策定の経緯

年／月／日	内容等
平成 31 年 2 月 4 日	第 1 回入善町子ども・子育て会議 議題 (1) 会長及び副会長の選任 (2) 入善町子ども・子育て会議について (3) 第 1 期子ども・子育て支援事業計画の進捗について (4) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について (5) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査について (6) その他
平成 31 年 2 月	ニーズ調査の実施
令和元年 8 月 9 日	第 2 回入善町子ども・子育て会議 議題 (1) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果について (3) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定のスケジュールについて
令和元年 12 月 17 日	第 3 回入善町子ども・子育て会議 議題 (1) 「第 2 期入善町子ども・子育て支援事業計画（案）」について (2) 今後のスケジュールについて
令和 2 年 2 月	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 20 日	第 4 回入善町子ども・子育て会議 議題 (1) 「第 2 期入善町子ども・子育て支援事業計画」について ・パブリックコメントの実施結果について ・「第 2 期入善町子ども・子育て支援事業計画」の最終確認について (2) その他

2. 用語解説

用語	解説
イクボス宣言	<p>「イクボス」とは、職場で働く従業員等のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和の実現）を考え、従業員の成長と人生を応援しながら、組織の業績と結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司や経営者等を指す。</p> <p>国が進める働き方改革の一環で、企業のトップ等が対外的に「イクボス」を宣言することが推奨されている。</p>
合計特殊出生率	<p>ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。</p>
子ども・子育て会議	<p>子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。</p> <p>本町では、同法第77条第1項に基づき、「入善町子ども・子育て会議」を設置している。</p>
子ども・子育て支援事業計画	<p>子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。</p>
子ども・子育て支援法	<p>急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に公布された法律。</p>
総合計画	<p>地方自治体の「行政運営の基本となる指針」と「主な施策」等を体系的にまとめたもので、「まち」の将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性が示されており、地方自治体における最上位の計画として位置づけられる。</p>

用語	解説
団塊ジュニア	昭和 46 年から昭和 49 年ごろの「第 2 次ベビーブーム」に生まれた世代をいう。昭和 22 年から昭和 24 年ごろの「第 1 次ベビーブーム」に生まれた団塊の世代の子どもにあたる世代。
地域型保育事業	家庭的保育（保護者の家庭などで 5 人以下の子どもを保育する事業）、小規模保育（定員が 6～19 人の保育事業）、居宅訪問型保育（依頼された子どもの居宅を訪問し保育を行う事業）及び事業所内保育（企業が運営する従業員向けの保育事業）のこと。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条に定められた、①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の 13 事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持っている施設。
労働力率	15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

第2期入善町子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

発行 入善町結婚・子育て応援課

発行年月 令和2年3月

〒939-0693 富山県下新川郡入善町入膳 3255

電話 0765-72-1100（代表） FAX 0765-74-0067

ホームページ <https://www.town.nyuzen.toyama.jp/>

じわ〜と
にゅぜん

